

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）

対象事業実施区域及びその周辺の概況は、既存資料等により把握した。

その対象範囲は、対象事業実施区域が位置する東員町大字穴太を中心とする地域を基本とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

三重県の地勢は、県土が南北に長く、西側は山地、東側は太平洋から伊勢湾に面していることから、気象の特徴は東紀州、南勢、中勢、北勢、伊賀地域の5地域ごとに異なる。これらの地域は概ね海岸線から遠ざかるほど気温が低くなっていくなかで、対象事業実施区域が位置する北勢地域は、概ね温かな太平洋側の気候型を示している。

対象事業実施区域の周辺には、図 3. 1-1 に示すとおり「桑名地域気象観測所」があり、対象事業実施区域からの距離は約 9km である。



図 3. 1-1 対象事業実施区域における気象観測所位置

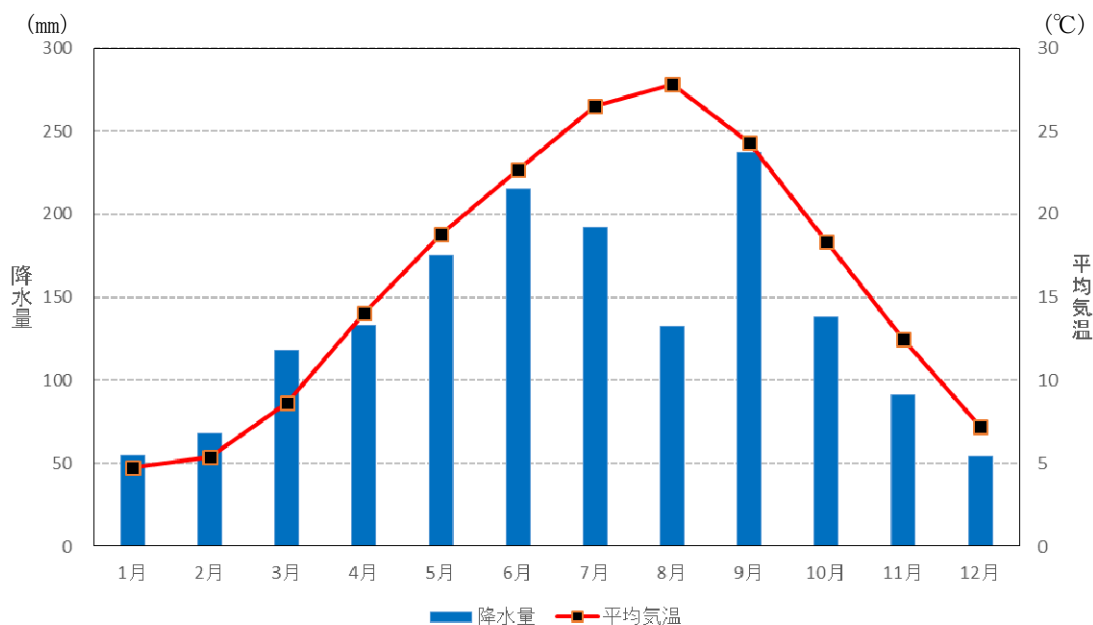
対象事業実施区域の最寄りの観測所である「桑名地域気象観測所」の位置を図 3.1-1 に、同気象観測所の気温、降水量等の平年値を、表 3.1-1 及び図 3.1-2 に示す。

気象観測結果（平年値：統計期間 1986 年～2015 年、資料年数 30 年）によると、桑名地域気象観測所における全年降水量は 1,610.6 mm であり、平均気温は 15.9℃、平均風速は 2.0m/s である。

表 3.1-1 気象観測結果(桑名地域気象観測所 1986 年～2015 年)

要素	降水量	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	最多風向	日照時間
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(16 方位)	(時間)
統計期間	1986～2015	1986～2015	1986～2015	1986～2015	1986～2015	1986～2015	1986～2015
資料年数	30	30	30	30	30	30	30
1 月	54.6	4.8	8.7	1.3	2.1	北	147.5
2 月	68.1	5.4	9.7	1.6	2.4	北西	146.3
3 月	118.4	8.6	13.2	4.5	2.5	北西	182.0
4 月	133.2	14.0	18.8	9.6	2.2	北西	186.7
5 月	175.1	18.8	23.2	14.8	2.1	北	178.5
6 月	215.6	22.7	26.5	19.4	1.8	南	129.2
7 月	192.0	26.5	30.4	23.4	1.7	南	153.3
8 月	132.6	27.8	32.0	24.5	1.8	南	201.0
9 月	237.5	24.3	28.5	20.9	1.9	北	163.4
10 月	137.9	18.4	22.8	14.7	1.9	北	161.4
11 月	91.1	12.5	16.9	8.6	1.9	北	147.7
12 月	54.5	7.2	11.3	3.5	2.0	北	148.7
年	1,610.6	15.9	20.2	12.2	2.0	北	1,945.7

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 3.1-2 月別の降水量及び平均気温(桑名地域気象観測所 1986 年～2015 年)

(2) 大気質

1) 大気環境の状況

三重県内では、大気汚染常時監視測定局として一般環境測定局25局（県設置18局、四日市市設置7局）、自動車排出ガス測定局7局（県設置4局、四日市市設置3局）が設置されている。対象事業実施区域の位置する東員町では3地点、隣接する桑名市では6地点において、それぞれ一般環境大気の測定が行われている。また、三重県設置のダイオキシン類測定地点が、桑名市内に1地点存在する。さらに、東員町では、町内3地点においてダイオキシン類の測定が行われている。

対象事業実施区域周辺における大気汚染常時監視測定局及び大気環境測定地点を表3.1-2(1)～(3)に示す。

対象事業実施区域に最も近い三重県設置の大気汚染常時監視測定局は、一般環境測定局の桑名上野並びに自動車排出ガス測定局である国道258号桑名であり、対象事業実施区域の南東約6～7kmに位置する。また、三重県設置のダイオキシン類測定地点である桑名高等学校は、同様に対象事業実施区域の南東約7kmに位置する。

なお、東員町並びに桑名市設置の大気環境測定地点（東員町スポーツ公園や大山田東小学校等）は、事業実施区域周辺約1km～5km程度にそれぞれ位置する。

対象事業実施区域周辺における大気環境測定地点を図3.1-3及び図3.1-4に示す。

表 3.1-2(1) 対象事業実施区域周辺の大気環境測定局（三重県測定）及び測定項目

番号	測定局名	所在地	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	一酸化炭素	ダイオキシン類	風向風速	対象事業実施区域からの方角・距離
1	桑名上野	桑名市	○	○	○	○	○	○	—	—	○	南東約6km
2	国道258号桑名	桑名市	—	○	—	○	○	—	○	—	○	南東約7km
3	桑名高等学校	桑名市	—	—	—	—	—	—	—	○	—	南東約7km

出典：「平成27年版 三重県環境白書」（平成27年11月、三重県）

表 3.1-2(2) 対象事業実施区域周辺の大気環境測定地点（東員町測定）及び測定項目

番号	測定局名	所在地	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	一酸化炭素	ダイオキシン類	対象事業実施区域からの方角・距離
4	東員町スポーツ公園	東員町	○	○	—	○	—	—	—	南西 約4km
5	神田小学校	東員町	○	○	—	○	—	—	—	南西 約3km
6	城山二丁目集会所	東員町	○	○	—	○	—	—	—	西 約1km
7	笹尾地内	東員町	—	—	—	—	—	—	○	—
8	城山地内	東員町	—	—	—	—	—	—	○	—
9	中上地内	東員町	—	—	—	—	—	—	○	—

注) 番号7～9 対象事業実施区域からの方角・距離：調査結果中に正確な位置が公表されていないため未記
出典：「平成26年度 環境調査結果報告」（東員町ホームページ）

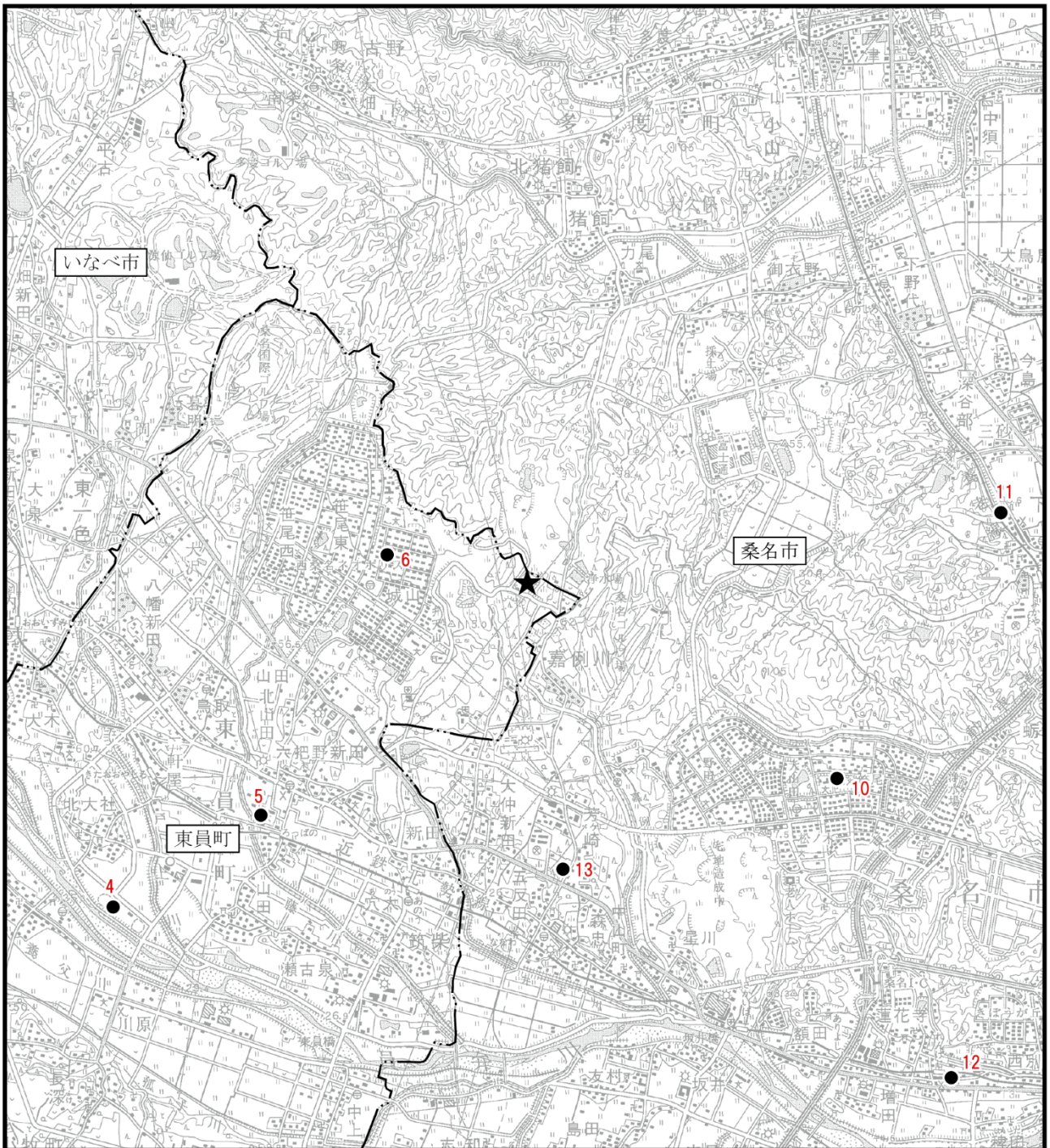
表 3.1-2(3) 対象事業実施区域周辺の大気環境測定地点（桑名市測定）及び測定項目

番号	測定局名	所在地	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	一酸化炭素	ダイオキシン類	風向風速	対象事業実施区域からの方角・距離
10	大山田東小学校	桑名市	—	○	—	—	—	—	—	—	—	南東 約3km
11	深谷小学校	桑名市	—	○	—	—	—	—	—	—	—	東 約4km
12	在良小学校	桑名市	—	○	—	—	—	—	—	—	—	南東 約5km
13	七和小学校	桑名市	—	○	—	—	—	—	—	—	—	南 約2km

出典：「平成26年度版 桑名市の環境」（桑名市経済環境部）



図 3.1-3 対象事業実施区域周辺の大気環境測定局（三重県測定）



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 大気質調査地点

図3.1-4 対象事業実施区域周辺の大気環境測定局
(東員町・桑名市測定)

注) 番号7～9は正確な位置が公表されていないため未記載

出典: 「平成26年度 環境調査結果報告」(東員町ホームページ)
「平成26年度 ダイオキシン類環境調査結果」(三重県ホームページ)
「平成26年度版 桑名市の環境」(桑名市経済環境部)



1:50,000

0 1 2km

平成 26 年度の三重県設置測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント及びダイオキシン類の測定結果を表 3.1-3(1)～(6)に示す。また、事業実施区域の位置する東員町並びに隣接する桑名市における大気測定結果を表 3.1-4(1)～(3)に示す。

県設置測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準を満足しているが、微小粒子状物質、光化学オキシダントは環境基準を超過している。また、東員町並びに桑名市の測定結果では、いずれの項目においても環境基準を満足しており、事業実施区域に最も近い城山二丁目集会所における二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質も全て環境基準を下回っている。

表 3.1-3(1) 二酸化硫黄の環境基準達成状況（平成 26 年度）

番号	測定局名	年平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無	環境基準との比較			
						1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数とその割合	
						時間数	(%)	日数	(%)
1	桑名上野	0.002	0.027	0.005	無	0	0	0	0

出典：「平成27年版 三重県環境白書」

表 3.1-3(2) 二酸化窒素の環境基準達成状況（平成 26 年度）

番号	測定局名	年平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境基準との比較			
					日平均値が 0.06ppm を 超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその割合	
					日数	(%)	日数	(%)
1	桑名上野	0.011	0.060	0.026	0	0	0	0
2	(自動車排ガス測定局)国道 258 号桑名	0.019	0.072	0.036	0	0	2	0.6

注) ザルツマン係数は0.84、酸化率は70%として算出した。

出典：「平成27年版 三重県環境白書」

表 3.1-3(3) 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（平成 26 年度）

番号	測定局名	年平均値 (mg/m ³)	1 時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準との比較				
					1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続 したことの 有無
					時間数	(%)	日数	(%)	
1	桑名上野	0.022	0.112	0.056	0	0	0	0	無
2	(自動車排ガス測定局)国道 258 号桑名	0.023	0.093	0.056	0	0	0	0	無

注) 測定方法:ベータ(β)線吸収法

出典:「平成27年版 三重県環境白書」

表 3.1-3(4) 微小粒子状物質の環境基準達成状況（平成 26 年度）

番号	測定局名	平均値 (μg/m ³)	日平均値の 98 パーセン タイル値 (μg/m ³)	環境基準との比較			
				日平均値が 15 μg/m ³ を 超えた日数とその割合		日平均値が 35 μg/m ³ を 超えた日数とその割合	
				日数	(%)	日数	(%)
1	桑名上野	15.0	39.6	153	42.5	12	3.3
2	(自動車排ガス測定局)国道 258 号桑名	14.9	38.2	153	42.4	8	2.2

注) 測定方法:ベータ(β)線吸収法

出典:「平成27年版 三重県環境白書」

表 3.1-3(5) 光化学オキシダントの環境基準達成状況（平成 26 年度）

番号	測定局名	昼間の 1 時間値 の最高値	昼間の 日最高 1 時間値 の平均値	環境基準との比較					
				昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超え た日数及び時間数とその割合			昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数及び時間数とその割合		
		(ppm)	(ppm)	日数	時間数	(%)	日数	時間数	(%)
1	桑名上野	0.130	0.050	103	540	6.19	1	1	0.01

出典:「平成27年版 三重県環境白書」

表 3.1-3(6) ダイオキシン類の環境基準達成状況（平成 26 年度）

番号	調査地点	平成24年度					環境基準との比較
		年平均値	春季	夏季	秋季	冬季	0.6 pg-TEQ/m ³ 超過の有無
3	桑名高等学校	0.018	0.029	0.008	0.015	0.020	無

単位: pg-TEQ/m³

出典:「平成27年版 三重県環境白書」

表 3.1-4(1) 東員町測定の大気質測定結果経年変化（平成 23～26 年度）

番号	調査地点	調査年度	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
4	東員町 スポーツ公園	平成 23 年度	0.004	0.004	0.013	0.024
		平成 24 年度	0.017	0.003	0.007	0.014
		平成 25 年度	0.005	0.003	0.005	0.002
		平成 26 年度	0.017	0.001	0.014	0.026
5	神田小学校	平成 23 年度	0.005	0.004	0.007	0.008
		平成 24 年度	0.008	0.006	0.008	0.003
		平成 25 年度	0.011	0.001	0.002	0.026
		平成 26 年度	0.003	0.004	0.002	0.006
6	城山二丁目 集会所	平成 23 年度	0.003	0.007	0.009	0.002
		平成 24 年度	0.008	0.004	0.009	0.010
		平成 25 年度	0.016	0.005	0.002	0.049
		平成 26 年度	0.000	0.000	0.009	0.002

出典：「平成26年度 環境調査結果報告」（東員町ホームページ）

表 3.1-4(2) 東員町測定の大気質測定結果経年変化（平成 26 年度）

単位：pg-TEQ/m³

番号	調査地点	平均値	春季	夏季	秋季	冬季	環境基準との比較
							0.6 pg-TEQ/m ³ 超過の有無
7	笹尾地内	0.0077	—	—	0.0077	—	無
8	城山地内	0.0087	—	—	—	0.0087	無
9	中上地内	0.0093	—	0.0093	—	—	無

出典：「平成26年度 環境調査結果報告」（東員町ホームページ）

：「平成26年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（三重の環境ホームページ）

表 3.1-4(3) 桑名市測定の大気質測定結果（平成 26 年度）

単位：NO₂ ppm

番号	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
10	大山田東 小学校	0.005	0.004	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.009	0.007	0.005	0.006	0.007	0.006
11	深谷小学校	0.006	0.005	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.009	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006
12	在良小学校	0.008	0.007	0.009	0.008	0.009	0.008	0.009	0.012	0.010	0.009	0.010	0.009	0.009
13	七和小学校	0.006	0.005	0.006	0.007	0.007	0.007	0.007	0.008	0.007	0.005	0.006	0.007	0.006

注) 測定方法：ザルツマン法

出典：「平成26年度版 桑名市の環境」

2) 苦情等の状況

「平成27年版 三重県環境白書」によれば、平成25年度における大気汚染に関する苦情は、県全体で367件報告されており、そのうち、対象事業実施区域の位置する員弁郡では3件、隣接する桑名市では33件報告されている。

(3) 騒音

1) 騒音の状況

三重県内では、平成26年度に環境騒音の測定を77地点、自動車交通騒音の測定を39地点で実施している。

対象事業実施区域周辺における騒音測定地点を図 3.1-5 に示す。

平成26年度の環境騒音及び自動車交通騒音の測定地点のうち、対象事業実施区域周辺地域における測定結果を表3.1-5及び表3.1-6に示す。

環境騒音は、「近鉄住宅東側」において、夜間の時間帯で環境基準を超過しており、自動車交通騒音については、「一般国道258号（桑名市多度町下野代）」において、夜間の時間帯で環境基準を超過している。

表 3.1-5 環境騒音測定結果（平成 26 年度）

番号	地域 類型	用途地域	測定地点	対象事業 実施区域 からの 方角・距離	等価騒音レベル					
					(昼間)			(夜間)		
					L _{Aeq} (dB)	環境基準		L _{Aeq} (dB)	環境基準	
基準値 (dB)	適合 状況	基準値 (dB)	適合 状況							
1	A	第1種低層 住居専用地域	希望ヶ丘 第4公園	南東 約5km	44	55	○	42	45	○
2	B	第1種住居地域	諸戸苑公園	南東 約4km	45	55	○	39	45	○
3	A	第1種中高層 住居専用地域	多度文学館	北 約4km	50	55	○	44	45	○
4	B	第1種住居地域	近鉄住宅東側	北東 約5km	51	55	○	47	45	×
5	C	工業地域	東鉦商事(株) 三重倉庫西側	北東 約5km	50	60	○	48	50	○
6	A	第1種低層 住居専用地域	笹尾連絡所裏 (笹尾東2丁目)	西 約2km	51	55	○	39	45	○
7	B	第1種住居地域	神田公園前 (六把野新田)	南西 約3km	52	55	○	44	45	○
8	C	工業地域	山田集落センター横 (山田)	南西 約2km	57	60	○	45	50	○

注) 1. ○印は騒音に係る環境基準に適合していることを示す。

2. 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日午前6時まで
出典：「平成27年版 三重県環境白書」

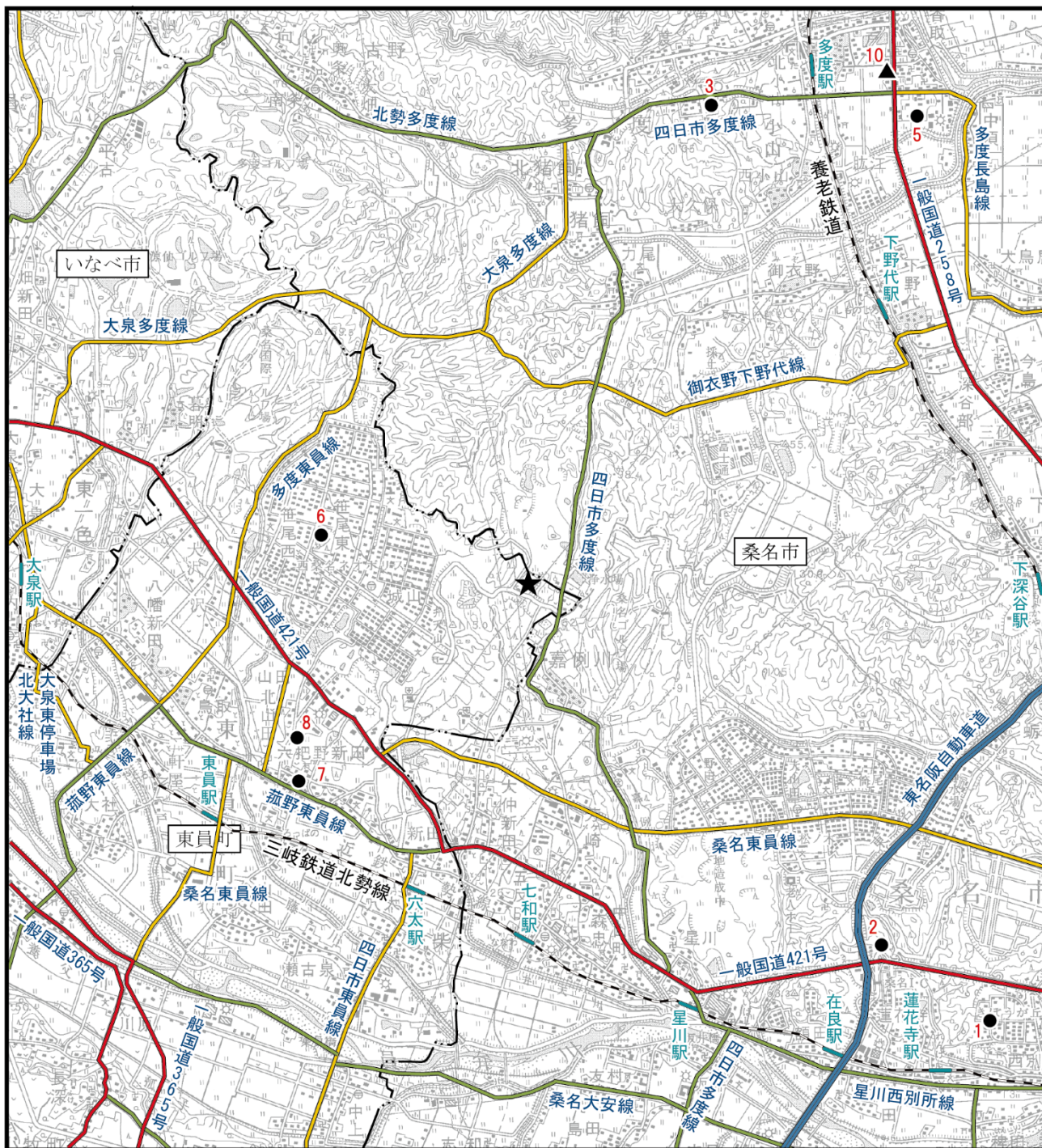
表 3.1-6 自動車交通騒音測定結果（平成 26 年度）

番号	道路名	地域 類型	測定地点	車線 数	対象事業 実施区域 からの 方角・距離	等価騒音 レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準		要請限度	
							基準値	適合 状況	基準値	適合 状況
							(dB)		(dB)	
9	一般国道 258 号	C	桑名市多度町 下野代	4	-	70	70	○	75	○
						66	65	×	70	○

注) 騒音レベルの時間区分は、上段が昼間（午前6時～午後10時まで）、下段が夜間（午後10時～翌日午前6時）である。
出典：「平成27年版 三重県環境白書」

2) 苦情等の状況

「平成27年版 三重県環境白書」によれば、平成25年度における騒音に関する苦情は、県全体で195件報告されており、そのうち、対象事業実施区域の位置する員弁郡で3件、隣接する桑名市で34件報告されている。

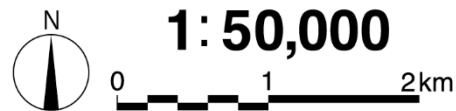


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 環境騒音測定地点 (1~3, 5~8)
- ▲ : 自動車交通振動測定地点 (10)

図3.1-5 対象事業実施区域周辺の騒音・振動調査地点

注) 番号4, 9, 11は正確な位置が公表されていないため未記載



出典: 「平成27年版 三重県環境白書」 (平成27年11月 三重県)

(4) 振動

1) 振動の状況

三重県内では、平成26年度に自動車交通振動の測定を40地点で実施している。

対象事業実施区域周辺における振動測定地点を図 3.1-5 に示す。

平成26年度の自動車交通振動の測定地点のうち、対象事業実施区域及び周辺地域における測定結果を、表3.1-7 に示す。

自動車交通振動については、全ての測定地点において要請限度を満足している。

表 3.1-7 自動車交通振動測定結果（平成 26 年度）

番号	道路名	用途地域	測定地点	対象事業 実施区域 からの 方角・距離	振動レベル					
					(昼間)			(夜間)		
					L ₁₀ (dB)	要請限度		L ₁₀ (dB)	要請限度	
						規制値 (dB)	適合 状況		規制値 (dB)	適合 状況
10	国道 258 号	準住居地域	大桑カラー	北東 約 5km	51	70	○	48	65	○
11	県道菰野東員線	第一種 住居地域	六把野新田	南西 約 3km	35	65	○	31	60	○

注) 昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から翌日午前8時まで
出典：「平成27年版 三重県環境白書」

2) 苦情等の状況

「平成27年版 三重県環境白書」によれば、平成25年度における振動に関する苦情は、県全体で13件報告されており、そのうち対象事業実施区域の位置する員弁郡では苦情が無く、隣接する桑名市では3件報告されている。

(5) その他の大気に係る環境の状況

1) 悪臭の状況

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っている。

対象事業実施区域の位置する東員町及び隣接する桑名市は、生活環境を保全すべき地域として、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質規制に係る規制地域となっているが、臭気指数規制に係る規制地域にはなっていない。

なお、対象事業実施区域周辺では、悪臭の測定は行われていない。

2) 苦情等の状況

「平成27年版 三重県環境白書」によれば、平成25年度における悪臭に関する苦情は、県全体で260件報告されており、そのうち、対象事業実施区域の位置する員弁郡では2件、隣接する桑名市では10件報告されている。

3.1.2 水象、水質、その他の水に係る環境の状況

(1) 水象

対象事業実施区域の位置する東員町は、町の中央部を員弁川が東流し、それらの支流として藤川や戸上川、弁天川が流れている。この員弁川は、対象事業実施区域周辺の桑名市等も流下し、伊勢湾に注ぐ二級河川である。

また、対象事業実施区域北部には、木曾川水系の一級河川である揖斐川とその支流である多度川や肱江川が流れている。

(2) 水質

1) 水質の状況

三重県内では、国土交通省並びに三重県や事業実施区域の位置する東員町や桑名市などの市町によって、河川の水質調査が実施されている。

対象事業実施区域周辺の河川水質調査地点を図 3.1-6 に、平成 26 年度に三重県並びに国土交通省中部地方整備局が行った調査結果、東員町の調査結果、桑名市の調査結果を表 3.1-8(1)～(3)にそれぞれ示す。

「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」において肱江川上流は AA 類型、肱江川下流及び多度川は A 類型に設定されている。

環境基準点における調査結果である三重県並びに国土交通省調査結果では、河川に係る有機汚濁の代表的な指標である BOD については、年間を通してみると、肱江川上流（念仏橋）で 3 回(1.2～3.0mg/L)、肱江川下流（肱江橋）で 1 回(2.1mg/L)、それぞれ環境基準（AA 類型：1mg/L、A 類型：2mg/L）を超過しており、多度川（上之郷）(0.8～2.0mg/L)では環境基準（A 類型：2mg/L）の超過はない。

東員町並びに桑名市の調査結果も含めいずれの調査結果においても特徴的なものは、大腸菌群数が環境基準を超過している頻度が高いことである。

また、肱江川の肱江橋において、河川水質のダイオキシン類の調査を実施しており、平成 26 年度調査結果では、水質 0.26pg-TEQ/L（環境基準 1 pg-TEQ/L 以下）であり、環境基準を満足している（平成 27 年版 三重県環境白書）。

表 3. 1-8(1) 平成 26 年度河川の水質調査結果（三重県及び国土交通省調査）

番号	河川名	類型 指定 水域名	測定 地点	測定 機関	類型	測定結果				環境 基準
						項目	平均値	範囲	適合率 (%)	
1	肱江川	肱江川 (上流)	念仏橋	三重県	A A	p H	7.6	7.1~8.2	100	6.5以上 8.5以下
						DO (mg/L)	10.6	8.8~13.0	100	7.5mg/L 以上
						BOD (mg/L)	1.0	<0.5~3.0	75	1mg/L 以下
						S S (mg/L)	2	<1~7	100	25mg/L 以下
						大腸菌群数 (MPN/100mL)	10,324	33 ~ 46,000	8	50MPN/ 100mL以下
2	肱江川	肱江川 (下流)	肱江橋	三重県	A	p H	7.4	7.0~7.8	100	6.5以上 8.5以下
						DO (mg/L)	10.2	8.6~12.0	100	7.5mg/L 以上
						BOD (mg/L)	1.2	0.6~2.1	92	2mg/L 以下
						S S (mg/L)	3	<1~21	100	25mg/L 以下
						大腸菌群数 (MPN/100mL)	9,171	170 ~ 38,000	25	1000MPN/ 100mL以下
3	多度川	多度川	上之郷	国土交通省 中部地方 整備局	A	p H	7.2	7.0~7.6	100	6.5以上 8.5以下
						DO (mg/L)	8.5	5.6~11.4	75	7.5mg/L 以上
						BOD (mg/L)	1.2	0.8~2.0	100	2mg/L 以下
						S S (mg/L)	6	3~17	100	25mg/L 以下
						大腸菌群数 (MPN/100mL)	60,359	220 ~ 540,000	25	1000MPN/ 100mL以下

注) 1. 各項目の平均値は、当該年度における測定結果の平均値である。
 2. 「<」は、測定下限値未満の値を意味する。
 3. 平均値は、定量下限未満の値については当該定量下限値を採用した。
 4. 適合率 (%) = (環境基準に適合した検体数 / 総検体数) × 100
 出典：「公共用水域の水質測定結果」（平成26年度、三重県）

表 3.1-8(2) 平成 23～26 年度河川の水質調査結果（東員町調査）

番号	河川名	測定地点	年度	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
4	藤川	鳥取神社前	平成 23 年度	8.2	1.4	1.7	10.8	1,100
			平成 24 年度	8.2	1.8	1.8	11.0	1,200
			平成 25 年度	8.6	1.5	68.5	10.0	16,000
			平成 26 年度	8.0	1.6	3.0	11.0	1,700
5	弁天川	弁天橋	平成 23 年度	8.0	2.0	1.7	9.9	3,700
			平成 24 年度	8.2	1.5	1.7	10.0	8,400
			平成 25 年度	8.7	2.8	1.7	9.2	24,000
			平成 26 年度	8.8	0.8	3.0	9.0	22,000
6	戸上川	中央戸上橋	平成 23 年度	7.9	1.3	1.3	11.1	2,100
			平成 24 年度	7.9	1.9	1.8	11.5	700
			平成 25 年度	7.9	1.1	5.3	10.0	13,000
			平成 26 年度	8.0	1.1	4.0	11.0	460
7	員弁川	養父川 合流点	平成 23 年度	7.4	1.1	1.0	10.8	570
			平成 24 年度	7.8	1.2	1.0	11.0	1,000
			平成 25 年度	7.8	0.9	3.3	10.0	9,900
			平成 26 年度	7.7	1.0	3.0	11.0	880

注) 1. 各項目の数値は、当該年度における測定結果の平均値である。

2. 平均値は、定量下限未満の値については当該定量下限値を採用した。

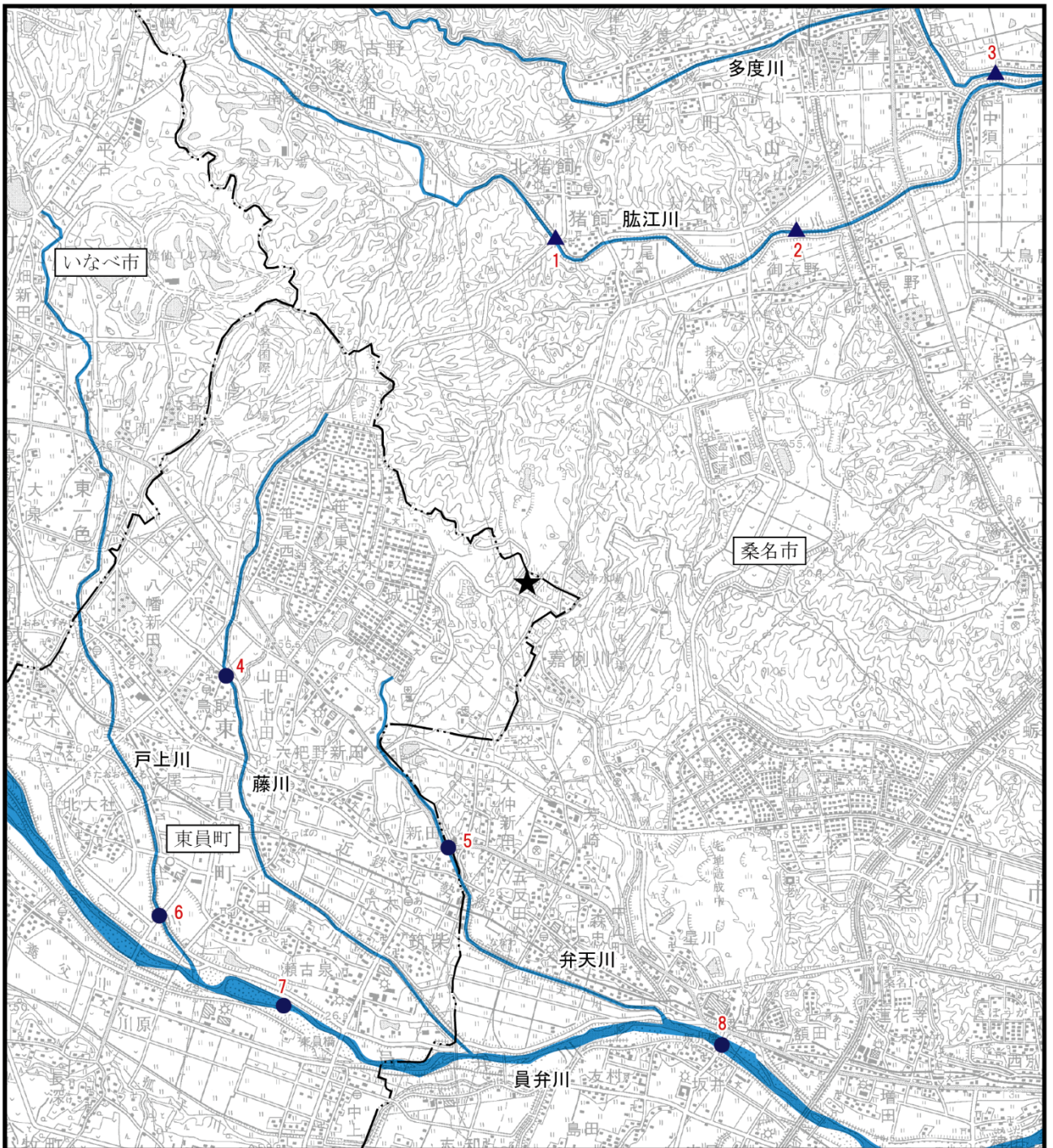
出典：「平成26年度 環境調査結果報告」（東員町ホームページ）

表 3.1-8(3) 平成 26 年度河川の水質調査結果（桑名市調査）

番号	河川名	測定地点	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8	員弁川	坂井橋	pH	8.5	7.5	7.7	7.8	7.9	7.9	7.8	7.9	8.1	7.6	7.9	7.8	
			BOD (mg/L)	1.0	0.8	0.9	0.5	0.8	<0.5	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6
			SS (mg/L)	<1	1	1	3	46	1	5	<1	1	<1	<1	<1	5
			DO (mg/L)	11.8	9.5	9.8	8.8	8.2	9.2	9.2	9.8	11.0	11.2	12.0	11.9	
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,100	4,900	2,200	7,900	7,900	4,900	13,000	700	170	7,000	130	170	

注) 「<」は、測定下限値未満の値を意味する。

出典：「平成 26 年度版 桑名市の環境」

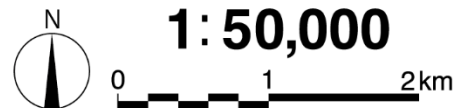


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- ▲ : 環境基準点
- : 環境基準点以外の測定点

図3.1-6 対象事業実施区域周辺の水質調査地点

出典：「公共用水域の水質測定結果」（平成26年度 三重県）
「平成26年度 環境調査結果報告」（東員町ホームページ）
「平成26年度版 桑名市の環境」（桑名市経済環境部）



2) 苦情等の状況

「平成27年版 三重県環境白書」によれば、平成25年度における水質に関する苦情は、県全体で247件報告されており、そのうち、対象事業実施区域の位置する員弁郡では6件、隣接する桑名市で32件報告されている。

(3) その他の水に係る環境の状況

1) 地下水

「公共用水域の水質測定結果」によれば、対象事業実施区域及び周辺地域における地下水水質測定結果では、定期モニタリング調査並びに概況調査が実施されているが、いずれの調査地点も対象事業実施区域から離れている。

同測定結果では、定期モニタリングにおいて環境基準を超過した地点の1つとして「桑名市長島町」のひ素並びにふっ素があるが、対象事業実施区域からは離れている。

また、三重県内では、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、地下水のダイオキシン類の環境調査を実施しており、県の測定分の他に、国(国土交通省地方整備局)や市町が行った調査分も取りまとめて公表している。

平成26年度におけるダイオキシン類環境調査結果によれば、対象事業実施区域の位置する東員町において2地点(山田地内、中上地内)、隣接する桑名市において1地点(多度南部水源)で調査を行っているが、いずれの地点でも環境基準を満足していた。

3.1.3 地盤及び土壌の状況

(1) 土壌の状況

1) 森林土壌等の状況

「土地分類基本調査」による周辺の土壌図を図3.1-7に示す。

対象事業実施区域が位置する員弁丘陵一帯は、一部谷部で中粗粒灰色低地土壌や中粗粒グライ土壌が分布するが、主に未熟土壌及び褐色森林土壌が分布する地域であり、対象事業実施区域には褐色森林土壌が分布している。

2) 土壌汚染の状況

三重県では、平成28年12月現在、「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）に基づく要措置区域として1件、形質変更時要届出区域として4件の指定があるが、対象事業実施区域及びその周辺では、同法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域は指定されていない。

土壌のダイオキシン類調査は、東員町で4地点（中上地内、笹尾地内、城山地内、長深地内）、桑名市で1地点（藤が丘）において実施しているが、いずれの調査地点も環境基準を満足している。

3) 苦情等の状況

「平成27年版 三重県環境白書」によれば、平成25年度の土壌汚染に関する苦情は、県全体で14件報告されているが、対象事業実施区域の位置する員弁郡及び隣接する桑名市では報告されていない。

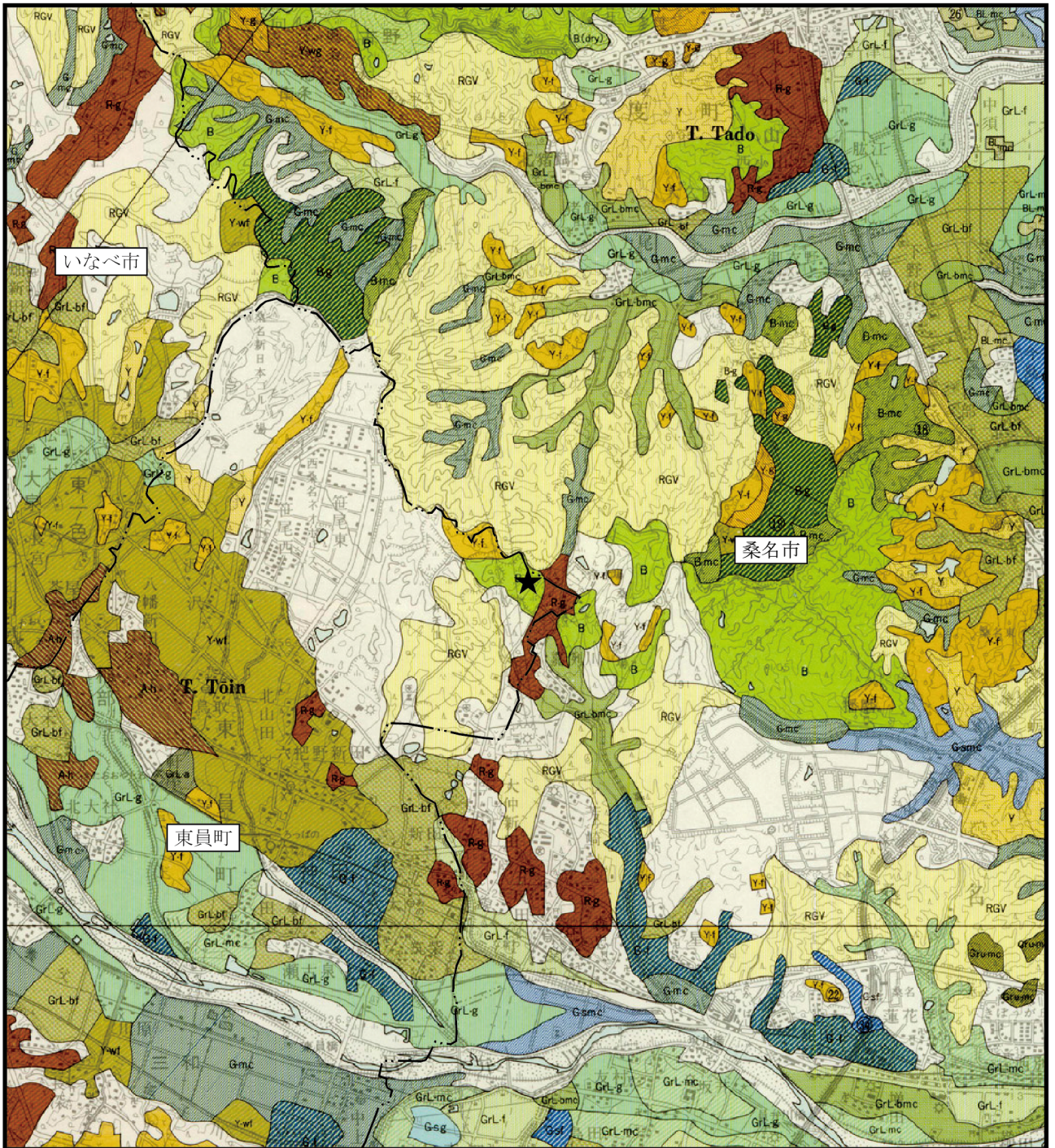
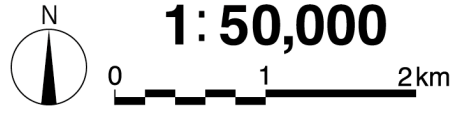


図3.1-7 土壌図

凡例

- ★ : 対象事業実施区域
- · — · — : 市町界

林地	耕地	灰色台地土	灰色低地土	グライ土
未熟土 未熟土壌 (mca)	黒ボク土 表層多腐食質黒ボク土壌 (ab)	中粗粒灰色台地土壌 (Gm-c)	細粒灰色低地土壌・灰色系 (Grl-l)	細粒強グライ土壌 (Grl-f)
褐色森林土 乾性褐色森林土壌 (bfp)	表層腐食質黒ボク土壌 (ab)	赤色土 礫質赤色土壌 (rb)	中粗粒灰色低地土壌・灰色系 (Grl-m)	中粗粒強グライ土壌 (Grl-m)
褐色森林土 褐色森林土壌 (b)	多湿黒ボク土 厚層腐食質多湿黒ボク土壌 (abw)	黄色土 細粒黄色土壌 (ya)	礫質灰色低地土壌・灰色系 (Grl-g)	礫質強グライ土壌 (Grl-g)
赤色系褐色森林土 赤色系褐色森林土壌 (bpc)	表層腐食質多湿黒ボク土壌 (abw)	黒ボクグライ土 腐食質黒ボクグライ土壌 (abw)	細粒灰色低地土壌・灰褐色系 (Grl-g)	細粒グライ土壌 (Grl-g)
黄色系褐色森林土 黄色系褐色森林土壌 (y)	褐色森林土 中粗粒褐色森林土壌 (bmc)	褐色低地土 中粗粒褐色低地土壌 (bl-mc)	中粗粒灰色低地土壌・灰褐色系 (Grl-m)	中粗粒グライ土壌 (Grl-m)
黒色土 黒色土壌 (b)	礫質褐色森林土壌 (bmc)		灰色低地土壌・下層黒ボク (Grl-b)	



出典：「土地分類基本調査図 桑名」（昭和63年 三重県）

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形及び地質の状況

「土地分類基本調査」による周辺の地形分類を図3.1-8に、表層地質を図3.1-9に示す。対象事業実施区域及びその周辺は、鈴鹿山脈の東麓部から西へ漸次標高を下げる員弁丘陵・員弁台地から濃尾平野海岸低地に至る地域であり、北部は養老山地南端部、南部は員弁川低地となっている。このうち対象事業実施区域は員弁丘陵上にあり、地形分類区分では人工改変地となっている。この周囲は丘陵の一般斜面や砂礫台地の中位段丘となっている。

地質的には、対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が半固結堆積物や未固結堆積物からなり、対象事業実施区域には半固結堆積物である礫を主とする堆積物（高位段丘堆積物）が分布している。この周囲には粘土・砂互層や礫・砂・粘土互層が分布するほか、肱江川及び員弁川沿いの低地には礫を主とする堆積物（河床・新期扇状地堆積物）が広く分布している。

活断層の分布状況は、対象事業実施区域の周辺において活断層（位置やや不明確）が確認されているが、建設予定地の直下ではない（図3.1-10参照）。

なお、対象事業実施区域周辺に、「自然のレッドデータブック・三重-三重県の保護上重要な地形・地質および野生生物-」（1995年、三重自然誌の会）、「日本の地形レッドデータブック 第1集 -危機にある地形-」（2000年12月、古今書院）、「日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形-」（2003年3月、古今書院）に該当する重要な地形・地質はない。

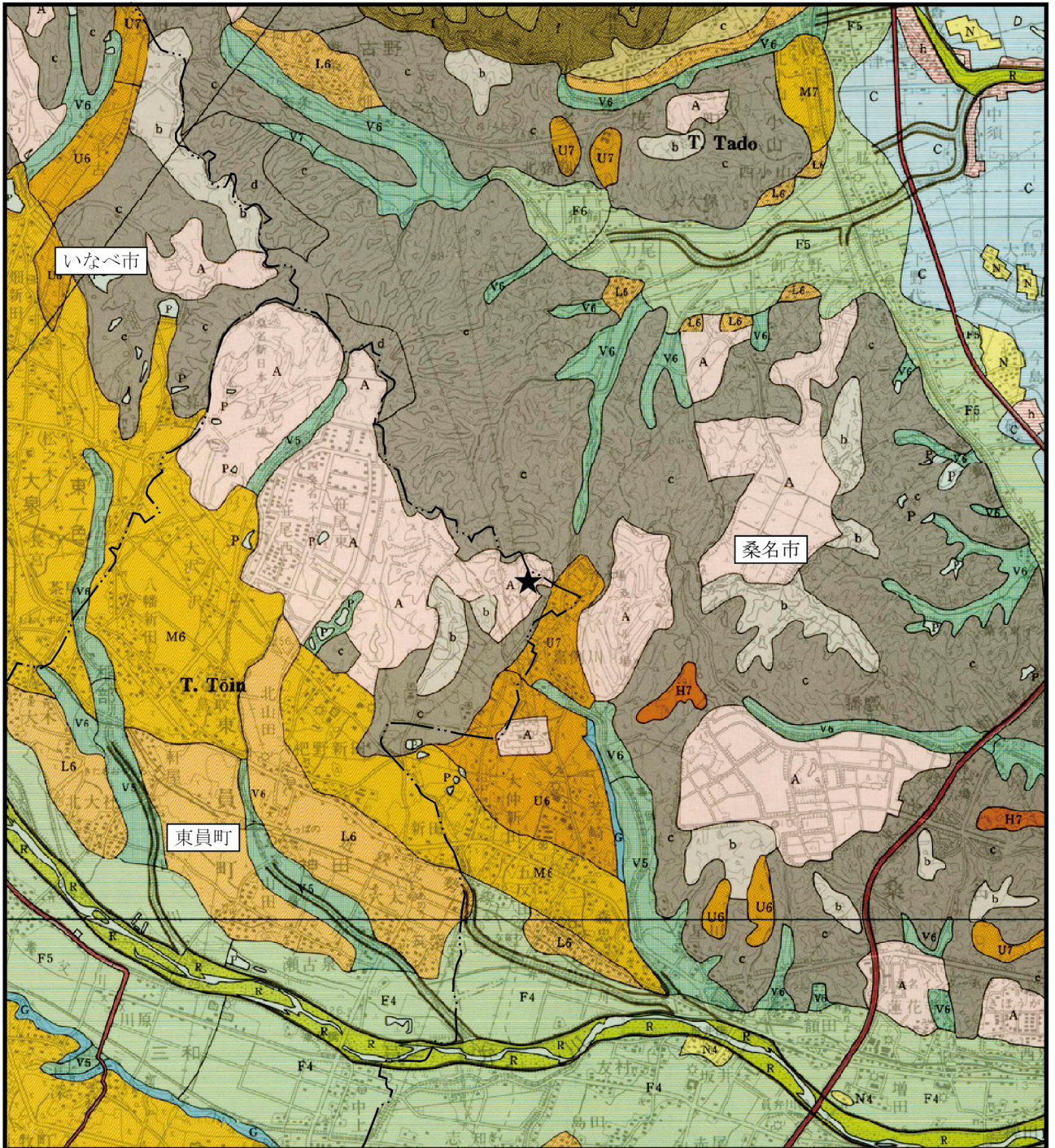


図3.1-8 地形分類図

凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- · — · — : 市町界

山地

山頂山麓緩斜面	c
一般斜面	d
急斜面	e
	f

(傾斜区分)

丘陵

緩斜面	b
一般斜面	c
	d

台地・段丘

砂礫台地	
高位段丘	H7
上位段丘	U6 U7
中位段丘	M6 M7
下位段丘	L6
	M4

低地

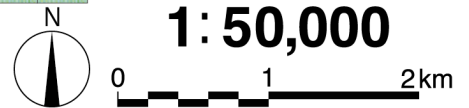
谷底平野・氾濫平野	F4 F5 F6
自然堤防	N4
河原	N
	R

その他

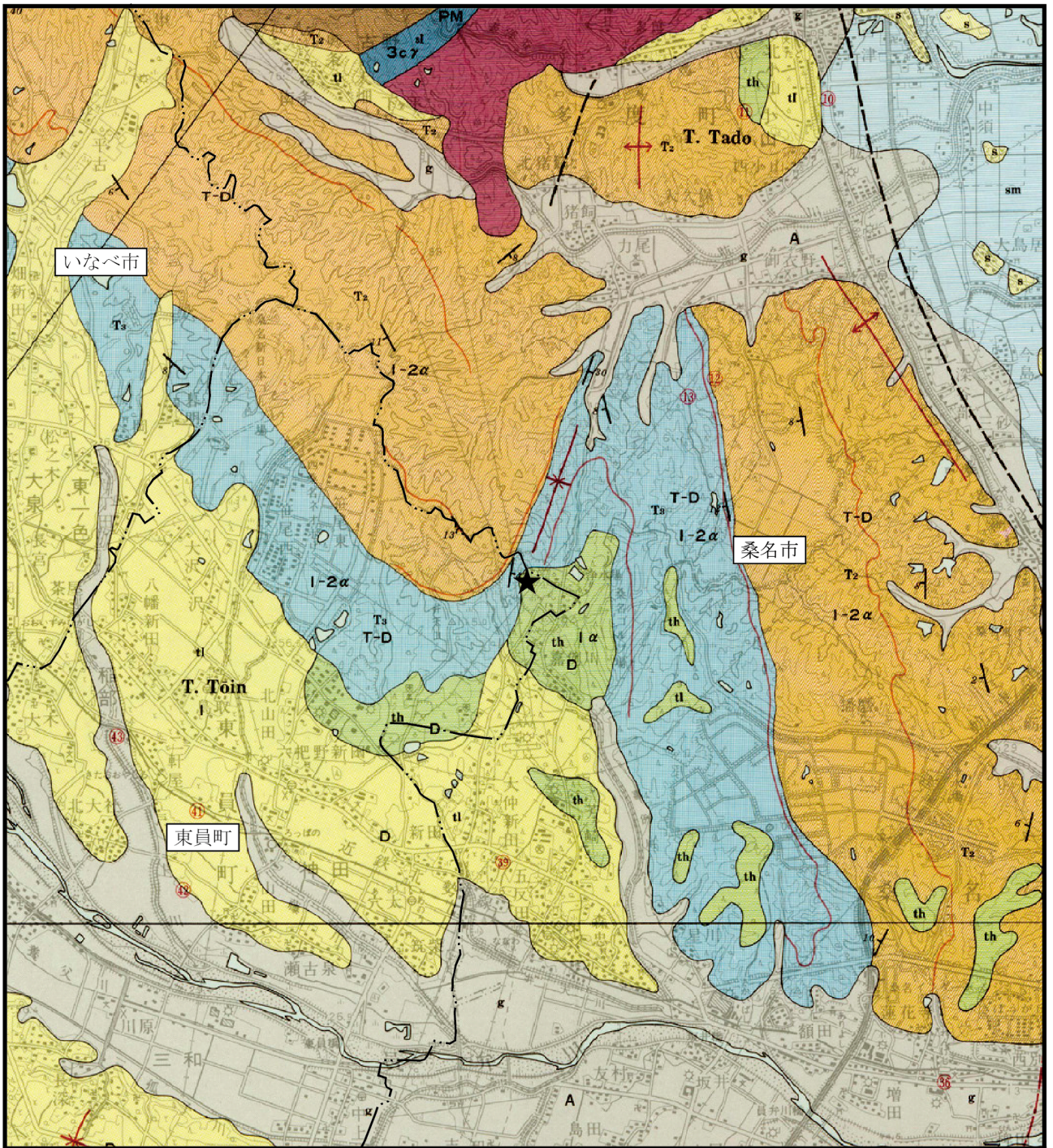
浅い谷	V5 V6 V7
-----	----------

その他

盛土地	h
人工改変地	A
段丘崖	G
河川・池	P



出典：「土地分類基本調査図 桑名」（昭和63年 三重県）



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- — — : 市町界

未固結堆積物	sm	砂岩を主とする堆積物 (海岸平野・河床堆積物)
	s	砂を主とする堆積物 (自然堤防・砂堆積物)
	g	礫を主とする堆積物 (河床・新时期扇状地堆積物)
	tl	礫を主とする堆積物 (低位段丘・中位段丘堆積物)
半固結堆積物	th	礫を主とする堆積物 (高位段丘堆積物)
	T ₃	粘土・砂互層
	T ₂	礫・砂・粘土互層
固結堆積物	ss	砂岩 (泥岩を伴う)
	sl	泥岩 (砂岩を伴う)
	ch	チャート

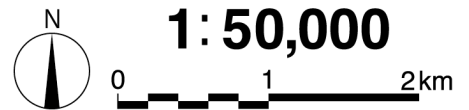


図3.1-9 表層地質図

出典：「土地分類基本調査図 桑名」(昭和63年 三重県)

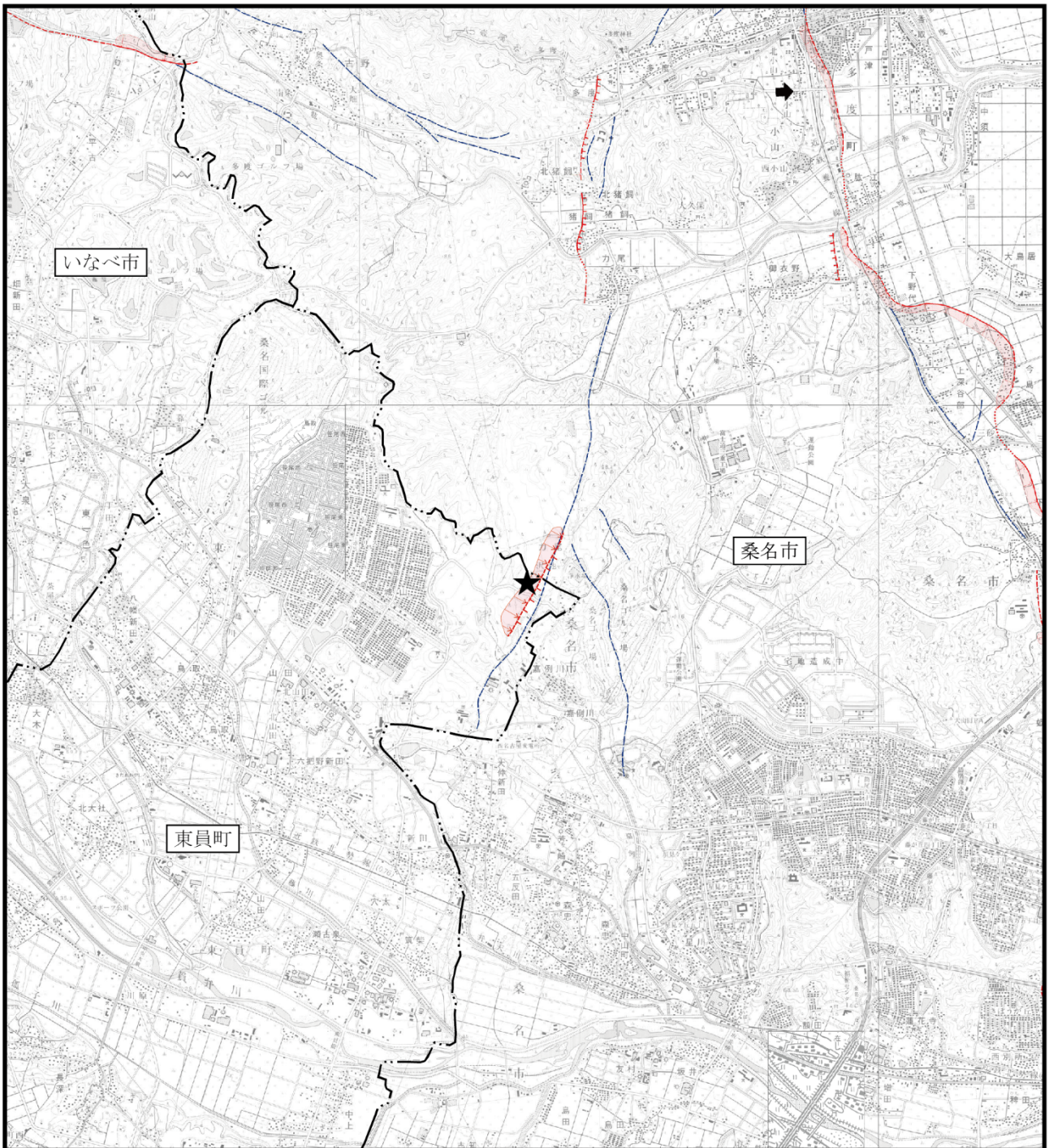
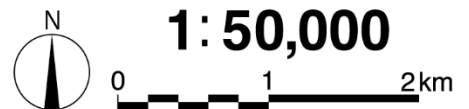


図3.1-10 活断層の位置

凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- 活断層 縦ずれ
- 活断層 (位置やや不明確) 推定活断層
- 活断層(活撓曲) 地形面の傾動方向
- 活断層(伏在部)

出典：「三重県内活断層図—活断層の位置情報の整備に関する調査研究」
 (平成17年 三重県)
 「都市圏活断層図」(国土地理院ホームページ)



3.1.5 日照及び電波の状況

(1) 日照の状況

対象事業実施区域は裸地や樹林地、草地等が広がる丘陵地に位置し、約1.5km西に大規模団地である西桑名ネオポリスが形成されている。また、東約1.5kmには桑名カントリー倶楽部が位置する。

対象事業実施区域周辺には、日照障害となる高層の人工構造物はない。

(2) 電波の状況

対象事業実施区域周辺には、電波障害となる高層の人工構造物はない。

なお、対象事業実施区域を含む東員町及び桑名市(長島・多度エリア他一部区域除く)には、ケーブルテレビ(ラッキータウンテレビ)が整備されている。

3.1.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

過年度調査（表 3.1-9）により、対象事業実施区域周辺において生息または生育が確認された種及び群落、群集について取りまとめるとともに、表 3.1-10 の選定基準により重要な種及び群落・群集を選定した。

表 3.1-9 既存資料一覧

略称	資料名	抽出情報等
① 三重県 RDF 発電事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書 平成10年度 ・ 三重県RDF焼却・発電施設整備事業に係る環境影響評価調査事後調査報告書 平成13年度 ・ 三重県RDF焼却・発電施設整備事業に係る環境影響評価調査事後調査報告書 平成14年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成15年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成16年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成17年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成18年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成19年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成20年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成21年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成22年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成23年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成24年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成25年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成26年度 ・ 三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書事後調査報告書 平成27年度 	重要種
② 桑名市 多度力尾 土地区画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る環境影響評価書 平成20年度 ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る事後調査報告書 平成21年度 着工前 ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る事後調査報告書 平成22年度 着工前～工事中 ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る事後調査報告書 平成23年度 工事中1年目 ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る事後調査報告書 平成24年度 工事中2年目 ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る事後調査報告書 平成25年度 工事中3年目 ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る事後調査報告書 平成26年度 工事中4年目 ・ 桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る事後調査報告書 平成27年度 造成工事完了後1年目 	重要種
③ 自然環境保全基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全基礎調査 植生調査2次メッシュ 523654 情報 	植生

表 3.1-10 重要な種及び群落の選定基準及び位置づけ

略称	選定基準及び位置づけ	動物	植物
文化財保護法	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)による天然記念物 特：特別天然記念物 天：天然記念物	○	○
種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)による国内希少野生動植物種	○	○
三重県条例	「三重県自然環境保全条例」(平成15年3月17日三重県条例第2号)の規定による「三重県指定希少野生動植物種の指定」(平成16年、三重県)における三重県希少野生動植物指定種 「三重県文化財保護条例」(昭和32年12月28日三重県条例第72号)における三重県指定天然記念物	○	○
環境省RDB 環境省RL	「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－1 哺乳類」(平成26年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－2 鳥類」(平成26年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－3 爬虫類・両生類」(平成26年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－4 汽水・淡水魚類」(平成27年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5 昆虫類」(平成27年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－6 貝類」(平成26年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－7 その他無脊椎動物(クモ形類・甲殻類等)」(平成26年、環境省編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物1－レッドデータブック2014－(その他無脊椎動物)」(平成26年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－8 植物I(維管束植物)」(平成27年、環境省編) 「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－9 植物II(蘚苔類・藻類・地衣類・菌類)」(平成27年、環境省編) CR(絶滅危惧IA類)：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN(絶滅危惧IB類)：IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 CR+EN(絶滅危惧I類)：絶滅の危機に瀕している種 VU(絶滅危惧II類)：絶滅の危険が増大している種 NT(準絶滅危惧)：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD(情報不足)：評価するだけの情報が不足している種 LP(絶滅のおそれのある地域個体群)：地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群(付属資料)	○	○
近畿(三重)	「近畿地区鳥類レッドデータブック」(2002年、江崎保男・和田 岳編) 1危機：危機的絶滅危惧種 絶滅する可能性が極めて大きい 2危惧：絶滅危惧種 絶滅する可能性が大きい 3準絶：準絶滅危惧種 絶滅する可能性がある 4要注目：要注目種 今後の動向に注目する必要がある。 5なし：特に危険なし・・・本評価書の重要種の表には記載せず	○	—
近畿RDB	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿2001－」(2001年、レッドデータブック近畿研究会編著) 絶滅(絶滅種)：近畿地方では絶滅したと考えられる種 A(絶滅危惧A)：近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 B(絶滅危惧B)：近い将来における絶滅の危険性が高い種 C(絶滅危惧C)：絶滅の危険性が高くなりつつある種 準(準絶滅危惧種)：生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」に移行する要素をもつ種	—	○
三重県RL	「三重県レッドデータブック2015」(2015年、三重県) カテゴリは環境省RDBと基本的に共通	○	○

(1) 陸上動物

1) 哺乳類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では7目11科14種の哺乳類が確認されている。

重要な種としては、表3.1-11に示すとおり、ニホンリスの1目1科1種があげられる。

表 3.1-11 重要な哺乳類

No.	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB・RL	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	ネズミ	リス	ニホンリス					NT	○	
合計	1目	1科	1種	0	0	0	0	1	1	0

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
選定根拠：表 3.1-10 参照

2) 鳥類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では16目42科101種の鳥類が確認されている。

重要な種としては、表3.1-12に示すとおり、オシドリ、オオタカ、サシバ等の9目20科39種があげられる。

表 3.1-12 重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準						既存資料			
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB・RL	近畿(三重)	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画		
1	カモ	カモ	オシドリ				DD	3準絶	EN (繁殖) NT (越冬)		○		
2			マガモ					3準絶		○			
3	ペリカン	サギ	チュウサギ				NT	3準絶	VU		○		
4	カッコウ	カッコウ	ホトトギス					3準絶		○	○		
5			ツツドリ					3準絶			○		
6	チドリ	チドリ	ケリ				DD			○	○		
7			イカルチドリ					3準絶	VU	○			
8			ユチドリ					3準絶	NT	○	○		
9		シギ	クサシギ					3準絶		○	○		
10	タカ	ミサゴ	ミサゴ				NT	2絶滅	NT (繁殖) VU (越冬)	○	○		
11		タカ	ハチクマ				NT	2絶滅	EN	○	○		
12			ハイイロチュウヒ					2絶滅	VU		○		
13			ツミ					3準絶				○	
14			ハイタカ				NT	4要注目	NT	○	○		
15			オオタカ		国内		NT	3準絶	VU	○	○		
16			サシバ					VU	2絶滅	EN	○	○	
17			ノスリ						3準絶		○	○	
18	フクロウ		フクロウ	フクロウ					3準絶	NT		○	
19	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ					3準絶		○	○		
20			ヤマセミ				EN	3準絶	NT		○		
21		ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN	1危機	DD		○		
22	キツツキ	キツツキ	アカゲラ					3準絶		○	○		
23	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	3準絶	VU		○		
24			カササギヒタキ	サンコウチョウ					3準絶	NT		○	
25			ムシクイ	メボソムシクイ					3準絶			○	
26				センダイムシクイ					3準絶	NT		○	
27				ミソサザイ	ミソサザイ					3準絶			○
28				ムクドリ	コムクドリ					3準絶		○	
29				ヒタキ	コルリ					3準絶	VU		○
30					ルリビタキ					3準絶		○	○
31					ノビタキ					3準絶			○
32					キビタキ					3準絶	NT		○
33		オオルリ						3準絶			○		
34		イワヒバリ	カヤクグリ					3準絶			○		
35		セキレイ	ビンズイ					4要注目			○		
36		ホオジロ	ミヤマホオジロ					3準絶			○		
37			ノジコ				NT	3準絶		○			
38			アオジ					3準絶		○	○		
39			クロジ					3準絶			○		
合計	9目	20科	39種	0	1	0	12	38	18	18	35		

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
 選定根拠：表 3.1-10 参照

3) 両生類・爬虫類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では2目4科11種の両生類、2目5科8種の爬虫類が確認されている。

重要な種としては、表3.1-13(1)～(2)に示すとおり、両生類では、トノサマガエル、イモリの2目2科2種が、爬虫類ではイシガメの1目1科1種があげられる。

表 3.1-13(1) 重要な両生類

No.	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB・RL	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	カエル	アカガエル	トノサマガエル				NT		○	○
2	サンショウウオ	イモリ	イモリ				NT		○	○
合計	2目	2科	2種	0	0	0	2	0	2	2

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
選定根拠：表 3.1-10 参照

表 3.1-13(2) 重要な爬虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB・RL	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	カメ	イシガメ	イシガメ				NT		○	○
合計	1目	1科	1種	0	0	0	1	0	1	1

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
選定根拠：表 3.1-10 参照

4) 昆虫類等

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では22目258科1044種の昆虫類が確認されている。

重要な種としては、表3.1-14に示すとおり、ハネビロエゾトンボ、ヒメタイコウチ、チョウセンゴモクムシ、シジミガムシ、カタキンイロジョウカイ等の4目9科12種があげられる。

クモ類では、対象事業実施区域周辺では1目21科101種が確認されている。また、表3.1-15に示すとおり、キノボリトタテグモ、コガネグモの1目2科2種が重要種としてあげられる。

表 3.1-14 重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	トンボ	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					NT		○
2		エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ				VU	CR		○
3		トンボ	アキアカネ					NT	○	○
4			ミヤマアカネ					NT		○
5	カメムシ	タイコウチ	ヒメタイコウチ	*1				CR		○
6	コウチュウ	オサムシ	チョウセンゴモクムシ				VU			○
7		ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ					NT		○
8			シマゲンゴロウ					NT	NT	○
9		ガムシ	スジヒラタガムシ					NT	DD	○
10			シジミガムシ					EN		○
11		ジョウカイボン	カタキンイロジョウカイ					CR		○
12	ハエ	ハナアブ	ルリハナアブ					NT		○
合計	4目	9科	12種	1	0	0	6	9	1	12

注) 既存資料：表 3.1-9 参照

選定根拠：表 3.1-10 参照

表 3.1-15 重要なクモ類

No.	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	クモ	トタテグモ	キノボリトタテグモ				NT	NT		○
2		コガネグモ	コガネグモ					NT		○
合計	1目	2科	2種	0	0	0	1	2	0	2

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
 選定根拠：表 3.1-10 参照

5) 陸産貝類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では2目11科30種の陸産貝類が確認されている。

重要な種としては、表3.1-16に示すとおり、ヒメハリマキビ、ヒメビロウドマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイの1目3科3種があげられる。

表 3.1-16 重要な陸産貝類

No.	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	マイマイ	ベッコウマイマイ	ヒメハリマキビ				NT			○
2		ニッポンマイマイ(ナンパンマイマイ)	ヒメビロウドマイマイ				VU	NT		○
3		オナジマイマイ	ヒルゲンドルフマイマイ				NT	NT	○	
合計	1目	3科	3種	0	0	0	3	2	1	2

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
 選定根拠：表 3.1-10 参照

6) 土壌動物

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では3門8綱28目133科209種の土壌動物が確認されている。

重要な種としては、表3.1-17に示すとおり、ゴホントゲザトウムシの1門1綱1目1科1種があげられる。

表 3.1-17 重要な土壌動物

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
						文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	節足動物	クモ	ザトウムシ	マザトウムシ	ゴホントゲザトウムシ				DD		○	
合計	1門	1綱	1目	1科	1種	0	0	0	1	0	1	0

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
選定根拠：表 3.1-10 参照

(2) 陸上植物等及びキノコ類

1) 維管束植物

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では127科723種の維管束植物が確認されている。

重要な種としては、表3.1-18に示すとおり、ミズマツバ、イヌセンブリ、スズメノハコベ、キキョウ、キンラン等の21科29種があげられる。

表 3.1-18 重要な植物

No.	分類	科名	種名	選定基準						既存資料	
				文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省 R D B	近畿 R D B	三重県 R L	三重県 R D F 発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	シダ植物	ミズワラビ	ミズワラビ					準			○
2	離弁花類	ヤナギ	キヌヤナギ						VU		○
3		ヒユ	ヤナギイノコズチ						NT		○
4		メギ	ヘビノボラズ					C	NT		○
5		モウセンゴケ	トウカイコモウセンゴケ					C	NT		○
6		アブラナ	ミズタガラシ						NT		○
7		ユキノシタ	タコノアシ				NT	C	VU		○
8		マメ	タヌキマメ					C			○
9		ミソハギ	ミズマツバ				VU	C	NT		○
10		合弁花類	リンドウ	ハルリンドウ						NT	
11			イヌセンブリ				VU	C	VU		○
12	ガガイモ		コバノカモメヅル					C	VU		○
13	ゴマノハグサ		シソクサ					C			○
14			スズメノハコベ				VU	A	VU		○
15			カワヂシャ					NT	準		○
16	キキョウ		キキョウ				VU	C	NT		○
17	キク		カワラハハコ					B	VU		○
18			サワシロギク					C	NT		○
19			オケラ					C	VU		○
20	単子葉類	イバラモ	オオトリゲモ					A	EN		○
21		ユリ	ミズギボウシ					C	NT		○
22			ササユリ						NT		○
23		ホシクサ	ホシクサ					C			○
24		イネ	ヒメコヌカグサ				NT	C			○
25			ナルコビエ						VU		○
26		ガマ	コガマ					C	NT		○
27		カヤツリグサ	マツカサススキ					C	VU		○
28		ラン	キンラン				VU	C	VU		○
29			クロヤツシロラン						NT		○
合計		21科	29種	0	0	0	8	22	23	0	29

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
 選定根拠：表 3.1-10 参照

2) 蘚苔類

既存資料によると、表3.1-19に示すとおり、対象事業実施区域周辺で蘚苔類の重要種として、オオミズゴケ、イチョウウキゴケの2綱2目2科2種が確認されている。

表 3.1-19 重要な蘚苔類

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準					既存資料
					文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB	三重県RL	桑名市多度力尾土地区画
1	蘚	ミズゴケ	ミズゴケ	オオミズゴケ				NT	VU	○
2	苔	ゼニゴケ	ウキゴケ	イチョウウキゴケ				NT	NT	○
合計	2綱	2目	2科	2種	0	0	0	2	2	2

注) 既存資料：表 3.1-9 参照
選定根拠：表 3.1-10 参照

3) キノコ類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺ではキノコ類の重要種は確認されていない。

4) 植物群落

対象事業実施区域周辺における植生の状況を図3.1-11に示す。

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では二次林のケネザサーコナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、二次草原のススキ群団（Ⅶ）、スギ・ヒノキ・サワラ植林などが確認されている。

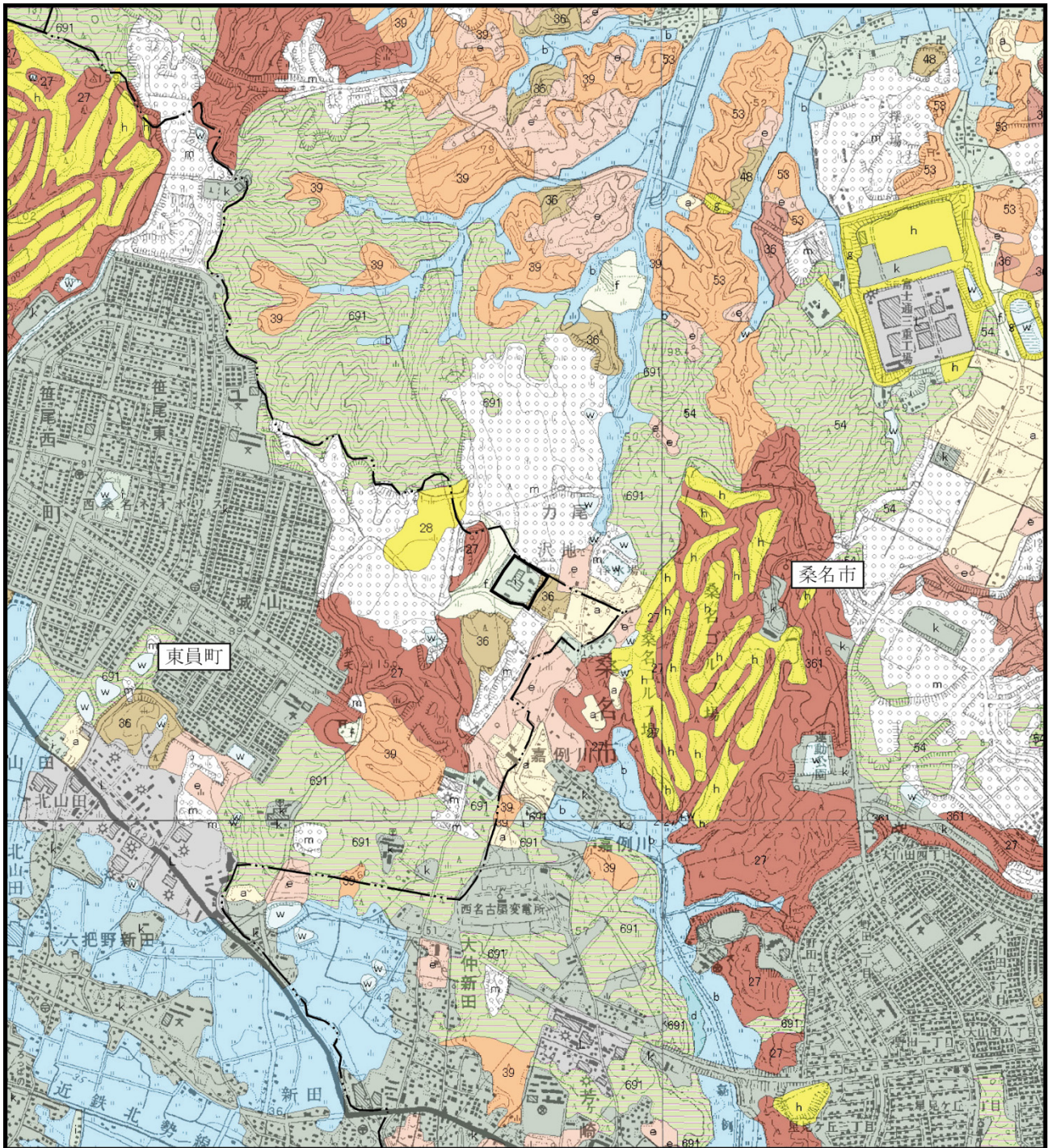


図 3.1-11 現存植生図

凡 例

□ : 対象事業実施区域

--- : 市町界

691, 54 : ケネザサ-コナラ群集

36 : アカマツ群落 (VII)

27, 361 : モチツツジ-アカマツ群集

28 : ススキ群団 (VII)

36 : スギ・ヒノキ・サワラ植林

39 : 竹林

h : ゴルフ場・芝地

g : 牧草地

f : 路傍・空地雑草群落

e : 果樹園

a : 畑雑草群落

b : 水田雑草群落

d : 放棄水田雑草群落

k : 市街地

i : 緑の多い住宅地

L : 工場地帯

□ : 造成地

w : 開放水域

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 植生調査（阿下喜、弥富、菰野、桑名）」
（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ）



1:25,000

0 0.5 1km

(3) 水生生物

既存資料によると、魚類は7目10科33種、底生動物は7綱20目75科139種、付着藻類は5綱15目32科231種が確認されている。

魚類の重要種として、表3.1-20に示すとおり、ニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、ツチフキ、ホトケドジョウ等の5目6科10種が確認された。底生動物の重要種として、表3.1-21に示すとおり、マルタニシ、オオタニシ等の2綱2目2科3種が確認された。付着藻類の重要種として、表3.1-22に示すとおり、カワモズクの1綱1目1科1種が確認された。

表 3.1-20 重要な魚類

No.	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
				文化財 保護法	種の 保存法	三重 県条 例	環境 省R DB・ RL	三重 県R L	三重 県R DF 発電 事業	桑名 市多 度力 尾土 地区 画
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	EN	○	○
2	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ				EN		○	
3			カワヒガイ				NT	VU	○	○
4			ツチフキ				EN		○	
5			ドジョウ	ドジョウ				DD		○
6		トウカイコガタスジシマドジョウ					EN	EN	○	○
7		ホトケドジョウ					EN	VU	○	
8		ダツ	メダカ	ミナミメダカ				VU	NT	○
9	カサゴ	カジカ	カマキリ				VU	VU	○	○
10	スズキ	ハゼ	シマヒレヨシノボリ				NT		○	
合計	5目	6科	10種	0	0	0	10	6	10	6

注) 1. 既存資料からの種名変更等について

- ・スジシマドジョウは、分布からトウカイコガタスジシマドジョウに集約した。
- ・メダカは、分布からミナミメダカに種名変更した。
- ・トウヨシノボリ縞鱗型は、シマヒレヨシノボリに種名変更した。

2. 既存資料：表 3.1-9 参照
選定根拠：表 3.1-10 参照

表 3.1-21 重要な底生動物

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
					文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB・RL	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	腹足	原始紐舌	タニシ	マルタニシ				VU	VU		○
2				オオタニシ				NT			○
3	昆虫	コウチュウ(鞘翅)	ミズスマシ	オオミズスマシ				NT	EN		○
合計	2綱	2目	2科	3種	0	0	0	3	2	0	3

表 3.1-22 重要な付着藻類

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準					既存資料	
					文化財保護法	種の保存法	三重県条例	環境省RDB・RL	三重県RL	三重県RDF発電事業	桑名市多度力尾土地区画
1	紅藻	ウミゾウメン	カワモズク	<i>Batrachospermum helminthosum</i>				NT			○
合計	1綱	1目	1科	1種	0	0	0	1	0	0	1

(4) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺は、鈴鹿山脈の東麓部から西へ漸次標高を下げる員弁丘陵・員弁台地から濃尾平野海岸低地に至る地域であり、北部は養老山地南端部、南部は員弁川低地となっている。このうち対象事業実施区域は員弁丘陵上にあり、地形分類区分では人工改変地となっており、その周囲は丘陵の一般斜面や砂礫台地の中位段丘で形成され、丘陵地を生息・生育基盤とする環境が広がっている。

地質的には、対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が半固結堆積物や未固結堆積物からなり、対象事業実施区域には半固結堆積物である粘土・砂互層が分布している。

対象事業実施区域を含む東員町は、町の中央部を員弁川が東流し、それらの支流として藤川や戸上川、弁天川が流れている。また、対象事業実施区域北部には、木曾川水系の一級河川である揖斐川とその支流である多度川や肱江川が流下し、水域環境を形成している。

対象事業実施区域周辺の植生は、二次林のケネザサーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集、二次草原のススキ群団（Ⅶ）、スギ・ヒノキ・サワラ植林などが主要であり、草地、落葉樹林及び常緑樹林に大別される。

既存資料によると、このような生態的な特徴を踏まえて、対象事業実施区域及びその周辺は、表3.1-23に示すとおり、丘陵地を基盤とする「丘陵地-草地」、「丘陵地-常緑樹林」、「丘陵地-落葉樹林」に類型される他、「田畑」、対象事業実施区域を含む「人工改変地」、「水域」に区分されている。

表3.1-23 対象事業実施区域及びその周辺の環境類型区分

類型区分	地形	環境	備考
丘陵地-草地	丘陵地	乾性草地、湿性草地	
丘陵地-常緑樹林		常緑樹林	
丘陵地-落葉樹林		落葉樹林	
田畑	浅い谷、丘陵地	水田、畑地、樹園地	
人工改変地	-	人工改変地、裸地	対象事業実施区域を含む
水域	-	水域	

3.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

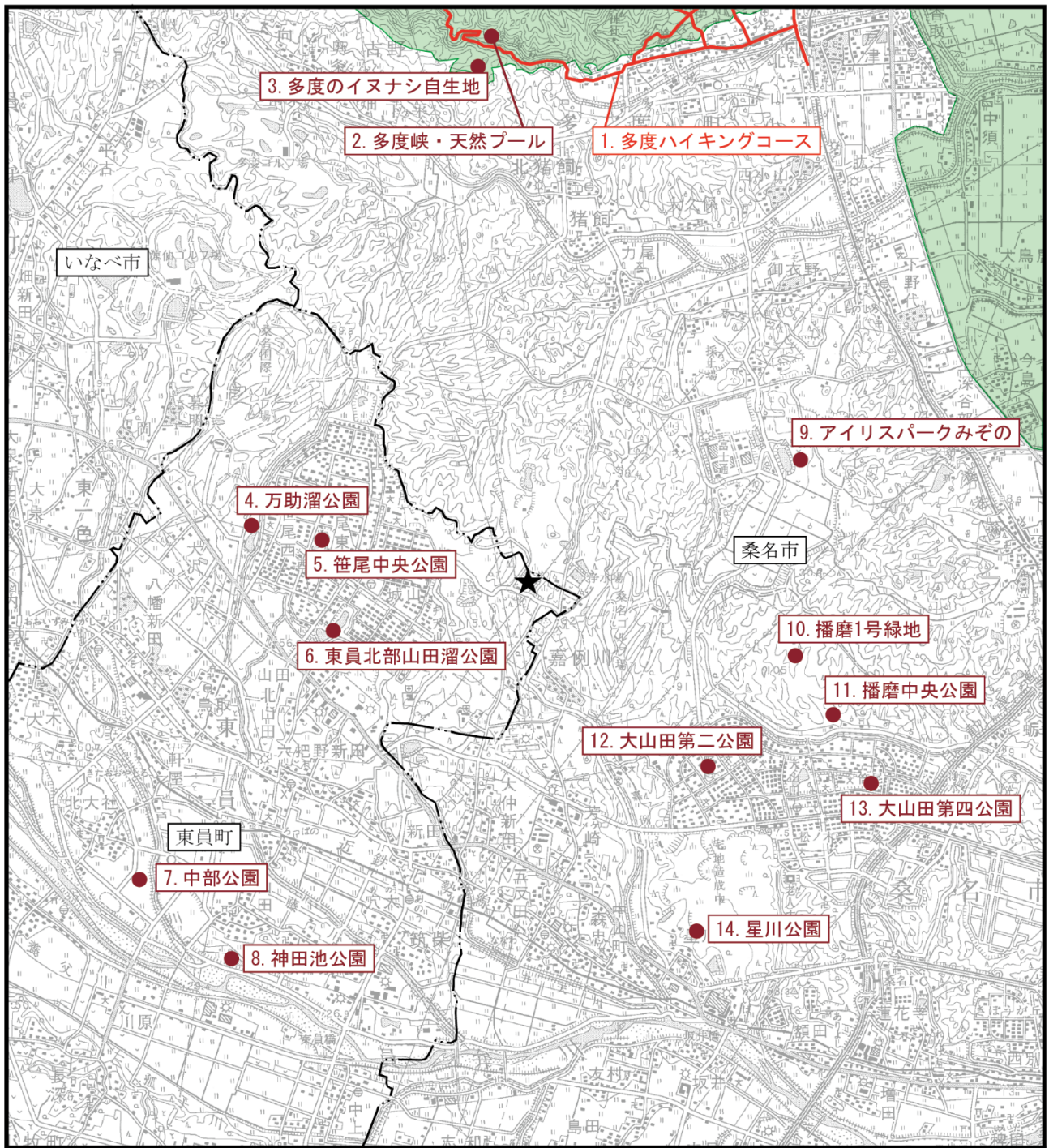
対象事業実施区域周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」を図3.1-12及び表3.1-24に示す。

対象事業実施区域の周囲は、丘陵地に残存する緑地やゴルフ場等に囲まれた地域であるが、宅地等の開発も進んでおり、対象事業実施区域に近接するような人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。周辺域で特筆されるのは、水郷県立自然公園の指定及び多度峡の存在で、桑名市の代表的な観光資源となっている。

表 3.1-24 人と自然との触れ合いの活動の場の名称・概要

番号	種類	名称	概要
1	ハイキングコース	多度ハイキングコース	東麓の宇賀神社からのコース・多度峡からのコース・南の愛宕神社からの登山コースがある。
2	自然資源	多度峡・天然プール	春は新緑、夏は川をせきとめた天然プールの水遊び、秋は紅葉と季節を彩り豊かに楽しめる。ゲンジボタルの姿も見るができる。
3		多度のイヌナシ自生地	養老山地最南端に位置する多度山の溜め池である「みどりヶ池」の西側の谷筋周辺にある。国の天然記念物。
4	公園・緑地等	万助溜公園	溜池公園。散歩、ジョギングを楽しむことができ、カワセミを観察することもできる。
5		笹尾中央公園	釣りデッキも整備され、多くの釣り人が訪れる。春には、花見客で賑わう。
6		東員北部山田溜公園	3つの溜池を利用して造られた公園。上溜には芝公園・太鼓橋・スイレン池があり、中溜にはシャクヤク・菖蒲が植えられ、下溜では釣りが楽しめる。
7		中部公園	自然と豊かな水辺環境の中で、人と水がふれあい、人々の交流の拠点と自然体験の広場として整備された。戸上川沿いの河川広場、自然生態園、水景苑などがある。
8		神田池公園	池の周りには、約10分ほどでまわられる遊歩道があり、桜・梅・アベリア・シャクヤクなどが植えられている。
9		アイリスパークみぞの	「ふれあい公園」「ふれあい広場」「ふれあい農園」を整備し、地域の活性化を図っている。
10		播磨1号緑地	展望台、芝生広場等で構成された緑地であり、緑豊かな自然環境を活かし、子どもから高齢者まで緑を楽しみながら散策することができる。
11		播磨中央公園	ボート、遊戯施設・植栽等で構成され、地域住民の憩いの場として活用されている。
12		大山田第二公園	大山田団地内にある多目的な運動広場。週末には多くの利用者で賑わう。
13		大山田第四公園	大山田地区に位置し、ソフトボール専用球場として多くの利用者がある。
14		星川公園	運動公園を備えている。

出典：「観光三重」（三重県ホームページ）
「公園」（東員町ホームページ）
「桑名市の公園施設案内」（桑名市ホームページ）
「ハイキングコース」（桑名市ホームページ）
「みえの自然楽校」（三重県ホームページ）

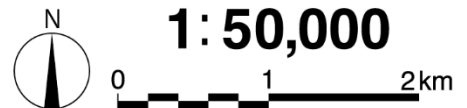


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 水郷県立自然公園
- : その他公園・観光資源等
- : ハイキングコース

図3.1-12 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

出典：「観光三重」（三重県ホームページ）
「公園」（東員町ホームページ）
「桑名市の公園施設案内」（桑名市ホームページ）
「ハイキングコース」（桑名市ホームページ）
「みえの自然楽校」（三重県ホームページ）



3.1.8 景観の状況

対象事業実施区域周辺の自然景観資源を表3.1-25及び図3.1-13に示す。

対象事業実施区域は養老山地南端部に続く員弁丘陵上にあり、周辺を含めた本地域は東方に木曾川、長良川、揖斐川を控えることから東に向かって標高を下げている。

対象事業実施区域周辺には特筆されるような山岳はなく、対象事業実施区域の南方に員弁川を控える。なお、周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）に記載された自然景観資源として、峡谷・溪谷の「八壺溪谷（多度峡）」及び滝の「みそぎ滝」がある。

「桑名市景観計画」（平成23年10月、桑名市）における眺望保全区域の指定の方針に基づき、多度山を視対象とし、桑名城址を視点場とする多度山眺望保全区域が指定されている。眺望保全区域とは、視点場から視対象である多度山（山上を含み、裾野までの美しい稜線）への眺望景観が確保できる区域として、建築物等の行為の制限により、視点場から視対象への眺望景観の保全が特に必要な区域である。

また、「三重県景観計画」（平成20年4月、三重県）における「主要な視点場」として、「高区第二配水池展望台」が登録されている。「主要な視点場」とは、視対象（眺めの対象）を眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のうち、不特定多数の人々が自由に立ち入ることができ、視点近傍に阻害要因がなく、視線を遮らずに眺望できる場所をいう。

表 3.1-25 対象事業実施区域周辺の自然景観資源の名称・概要

番号	種類	名称	概要
1	自然景観資源	八壺溪谷（多度峡）	春は新緑、夏は川をせきとめた天然プールの水遊び、秋は紅葉と季節を彩り豊かに楽しめる。ゲンジボタルの姿も見ることができる。
2		みそぎ滝	多度大社の「みそぎ所」であるみそぎ滝は、多度峡を流れる溪流で、落下25mの渓谷美は圧巻。春は新緑、夏は天然プール、秋は紅葉と四季を満喫できる。
3	眺望保全区域	多度山眺望保全区域	多度山を視対象とし、桑名城址を視点場とする多度山眺望保全区域。視点場である桑名城址から視対象である多度山（山上を含み、裾野までの美しい稜線）への眺望景観が確保できる区域。
4	主要な視点場	高区第二配水池展望台	町立東員第二中学校（東員町城山2丁目）の東側の高台にある展望台。西桑名ネオポリス地区を広く見渡すことができる。

出典：地点番号1,2「第3回自然環境保全基礎調査」
 地点番号3「桑名市景観計画」
 地点番号4「三重県景観計画」

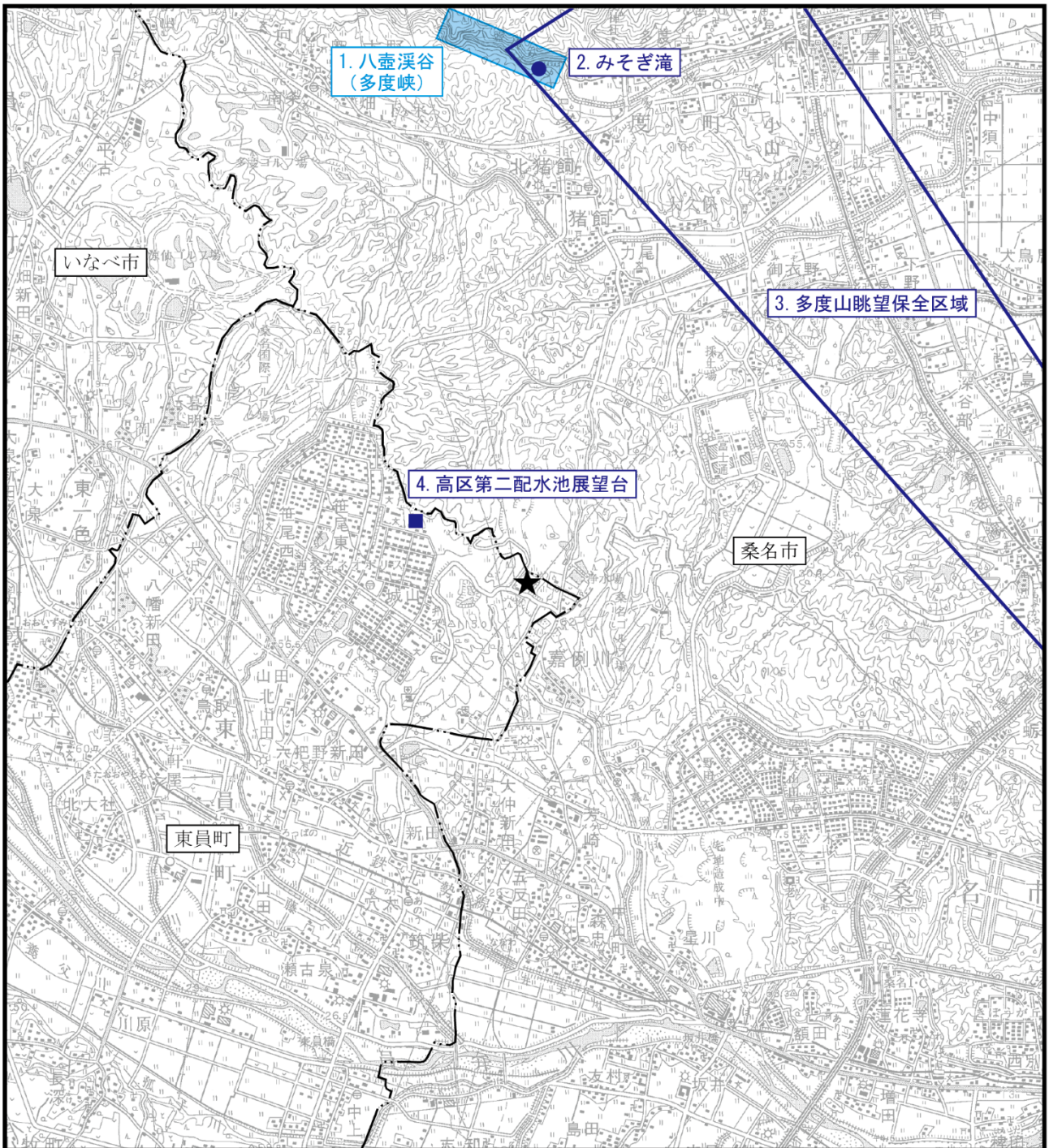


図3.1-13 自然景観資源の状況

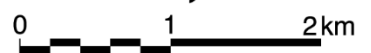
凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- (blue) : 峡谷・溪谷
- (blue) : 滝
- △ (blue) : 眺望保全区域
- (blue) : 主要な視点場

出典：「第3回自然環境保全基礎調査—三重県自然環境情報図」
 (平成元年 環境庁)
 「桑名市景観計画」(平成23年10月 桑名市)
 「三重県景観計画」(平成20年4月 三重県)



1:50,000



3.1.9 歴史的文化的な遺産の状況

対象事業実施区域周辺の指定文化財を表 3.1-26 に示す。また、図 3.1-14 に、史跡・天然記念物及び周知の埋蔵文化財包蔵地を示す。

対象事業実施区域周辺では、三重県指定の史跡として「日本武尊尾津前御遺蹟」が指定されている。また、三重県指定の天然記念物として「嘉例川ヒメタイコウチ生息地」が指定されており、そのほか、東員町指定の天然記念物が 3 件、桑名市指定の天然記念物が 1 件指定されている。

対象事業実施区域内に分布する周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

また、対象事業実施区域周辺には、国指定文化財は分布しない。

表 3.1-26 対象事業実施区域周辺の指定文化財

番号	種別	名称	指定
1	史跡	日本武尊尾津前御遺蹟	三重県
2	天然記念物	トウインヤエヤマザクラ	東員町
3		トウインヤエヤマザクラ（第 2 号）自生地	東員町
4		山田半ノ木谷イヌナシ自生地	東員町
5		力尾地区嘉例川火山灰層	桑名市
6		嘉例川ヒメタイコウチ生息地	三重県

出典：「守ろう！活かそう！文化財情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）
「平成26年度版東員町データ集PDFファイル」（東員町ホームページ）
「指定文化財所在地検索」（桑名市教育委員会ホームページ）
「三重県土地利用規制図」（平成11年、三重県）

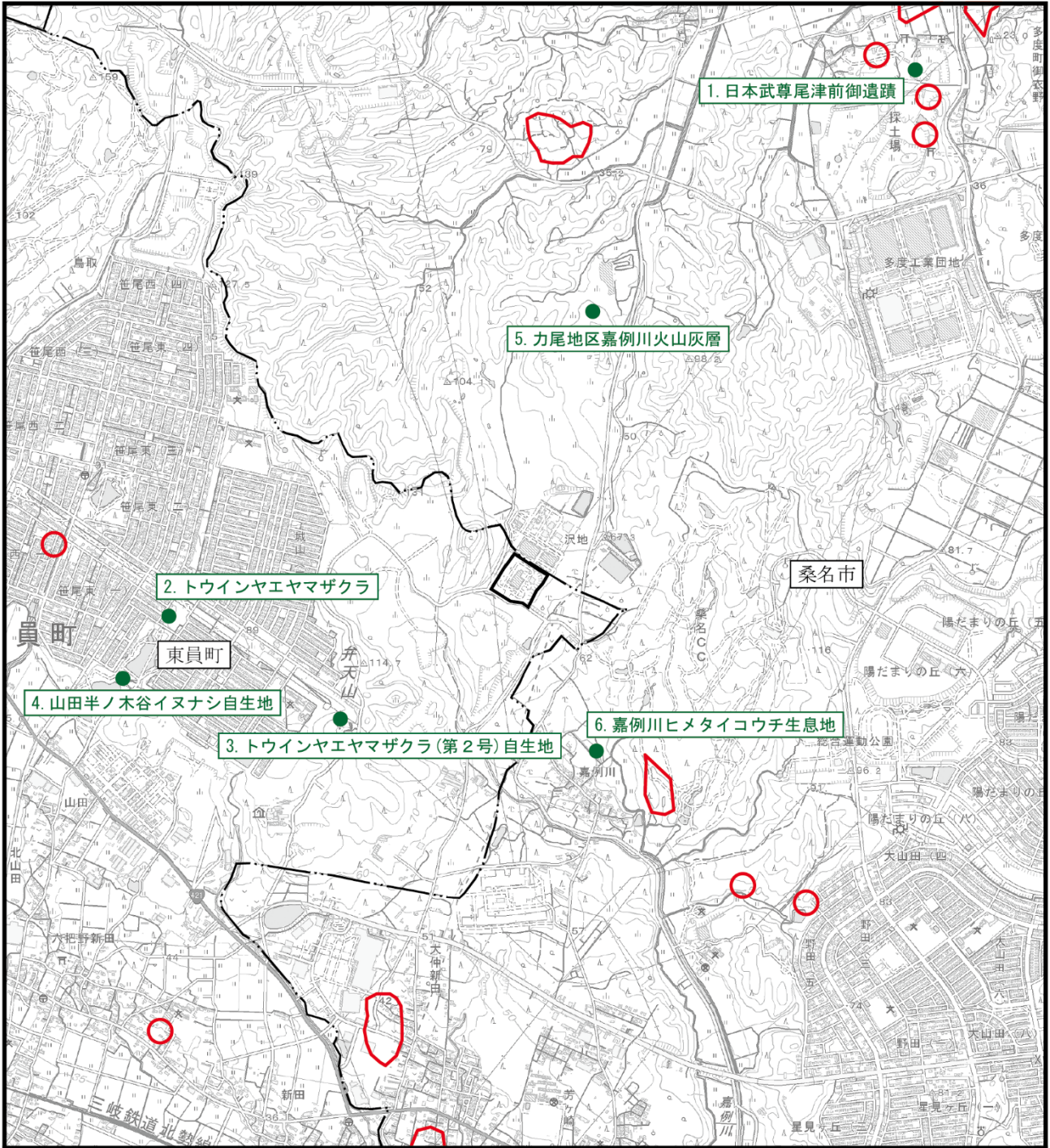


図3. 1-14 歴史的文化的な遺産の状況

凡 例

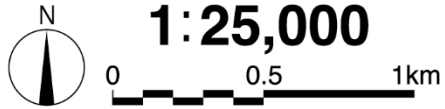
▭ : 対象事業実施区域

- - - : 市町界

◯ : 埋蔵文化財包蔵地

● : 史跡・天然記念物

出典：「守ろう！活かそう！文化財情報データベース」
 (三重県教育委員会ホームページ)
 「平成26年度版 東員町データ集PDFファイル」 (東員町ホームページ)
 「指定文化財所在地検索」
 (桑名市教育委員会ホームページ)
 「三重県土地利用規制図」 (平成11年 三重県)



3.1.10 一般環境中の放射性物質の状況

三重県内では、一般環境中の空間放射線量率（ガンマ線）のモニタリングポストが4箇所設置されており、対象事業実施区域周辺では、北勢局として四日市市（三重県保健環境研究所）でモニタリングポストによる連続測定及びサーベイメータによる月1回の測定が行われている。また、平成23年6月に可搬型サーベイメータを用いた空間放射線量率の測定が県内10市の各1箇所で行われており、対象事業実施区域周辺では、桑名市（市立精義小学校運動場）で測定が行われている。

一般環境中の空間放射線量率の測定結果は、表3.1-27及び表3.1-28に示すとおりであり、北勢局（三重県保健環境研究所）における平成26年の年平均値は46nSv/hであった。また、サーベイメータを用いた月1回測定の年平均値は67nSv/hであった。

桑名市（市立精義小学校運動場）における平成23年6月27日の測定値は、58nSv/hであった。

表 3.1-27 一般環境中の放射性物質の状況（北勢局）

測定年度	モニタリングポスト (nSv/h)			サーベイメータ (nSv/h)		
	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値
平成23年度	47	81	43	68	90	60
平成24年度	46	72	43	71	82	66
平成25年度	46	67	43	68	75	63
平成26年度	46	75	40	67	69	65

注) モニタリングポストは、建物の屋上(地上18.6m)に設置

サーベイメータは、地上1mの高さの空間放射線量率を測定

値は、外部被ばく推定式による推定値（緊急時の1グレイ=1シーベルトとして換算）

出典：「三重県における2014年度環境放射能調査結果」（三重保環研報 第17号）

表 3.1-28 一般環境中の放射性物質の状況（桑名市）

測定年月日	測定値 (nSv/h)
平成23年6月27日	58

注) 可搬型サーベイメータによる地上1mの高さの空間放射線量率を測定

出典：「三重県内の広域地域を対象とした可搬型サーベイメータによる地上1m高さの空間放射線量率調査結果」（三重県）

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

平成27年国勢調査による人口及び世帯数は、東員町 25,344 人、8,863 世帯、桑名市 140,303 人、53,741 世帯である。

国勢調査によって平成2年から平成27年の人口及び世帯数の推移を見ると（表3.2-1 参照）、東員町では人口の大きな変動はなく、平成17年からはやや減少傾向であり、世帯数は全国的な傾向に漏れず増加し、核家族化が顕著である。桑名市では平成2年の人口から11%増加し、世帯数の増加も顕著である。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	東員町		桑名市							
			旧桑名市		旧多度町		旧長島町			
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
平成2年	25,447	6,547	97,909	29,238	11,403	2,808	14,730	3,969	124,042	36,015
平成7年	26,235	7,110	103,044	33,384	11,326	2,945	15,225	4,481	129,595	40,810
平成12年	26,305	7,687	108,378	37,015	10,810	2,996	15,668	4,808	134,856	44,819
平成17年	25,897	8,122	-	-	-	-	-	-	138,963	48,171
平成22年	25,661	8,580	-	-	-	-	-	-	140,290	51,525
平成27年	25,344	8,863	-	-	-	-	-	-	140,303	53,741

出典：「みえDataBox-国勢調査」（三重県ホームページ）

(2) 産業の状況

三重県、東員町、桑名市の産業の状況を表3.2-2に示す。

平成26年7月1日現在、東員町の事業所数は983事業所、従業者数は11,402人、桑名市の事業所数は6,249事業所、従業者数は62,329人である。

従業者数を基にした産業構造を三重県と比較すると、第一次産業は、三重県の0.8%に対して東員町0.4%、桑名市0.2%となっており、同じく第二次産業では三重県30.5%、東員町46.6%、桑名市26.4%、第三次産業では、三重県68.6%、東員町53.1%、桑名市73.4%である。三重県、桑名市及び東員町ともに第三次産業の割合が高い傾向を示している。

表 3.2-2 産業の状況

(平成26年7月1日現在)

産業分類		三重県		東員町		桑名市	
		事業所 (事業所)	従業者 (人)	事業所 (事業所)	従業者 (人)	事業所 (事業所)	従業者 (人)
第一次産業	農林漁業	631	7,068	7	41	26	120
	小計	631	7,068	7	41	26	120
	割合 (%)	0.8	0.8	0.7	0.4	0.4	0.2
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	54	484	-	-	4	53
	建設業	8,316	47,924	87	441	521	3,033
	製造業	8,021	211,146	148	4,870	765	13,400
	小計	16,391	259,554	235	5,311	1,290	16,486
	割合 (%)	19.9	30.5	23.9	46.6	20.6	26.4
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	171	4,517	1	9	10	361
	情報通信業	460	5,400	3	14	33	127
	運輸業・郵便業	2,010	44,101	24	369	105	2,280
	卸売業・小売業	20,417	150,068	256	2,094	1,712	14,071
	金融業・保険業	1,353	19,032	11	90	96	1,286
	不動産業・物品賃貸業	4,039	14,090	16	62	339	1,117
	学術研究・専門・技術サービス業	2,782	17,315	28	65	215	1,268
	宿泊業・飲食サービス業	9,865	75,319	99	837	734	6,814
	生活関連サービス業	7,250	37,075	81	367	498	4,351
	教育・学習支援業	3,545	40,401	70	318	320	3,039
	医療・福祉	6,084	109,495	84	1,342	429	7,084
	複合サービス事業	759	8,897	11	142	36	545
	サービス業(他に分類されないもの)	6,466	57,688	57	341	406	3,380
	小計	65,201	583,398	741	6,050	4,933	45,723
割合 (%)	79.3	68.6	75.4	53.1	78.9	73.4	
合計		82,223	850,020	983	11,402	6,249	62,329
割合 (%)		100	100	100	100	100	100

注) 1. 農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除く。

2. 総数の事業所数には、派遣従業者のみの事業所数を含む。

3. 事業内容が不詳の事業所は数値に含まれていない。

出典：「平成28年刊三重県統計書」（平成28年3月、三重県）

1) 農業

三重県と関係市町の農業の状況を表3.2-3に示す。

平成22年の農家数は東員町588戸、桑名市2,479戸で、三重県に対する割合は東員町1.1%、桑名市4.7%である。同様に農業就業人口は東員町400人(0.9%)、桑名市1,982人(4.7%)となっている。なお、平成18年における農業産出額の三重県に対する割合は、東員町が0.4%、桑名市が3.5%となっている。

表3.2-3 農業の状況

区分	三重県		東員町		桑名市	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
農家数(戸) (平成22年2月1日)	52,355	100	588	1.1	2,479	4.7
農業就業人口(人) (平成22年2月1日)	42,623	100	400	0.9	1,982	4.7
農業産出額(千万円) (平成18年)	11,420	100	51	0.4	398	3.5

注) 農業産出額の市町別の公表は平成18年で終了している。

出典: 「みえDataBox-市町(村)累計統計表」(三重県ホームページ)

2) 林業

三重県と関係市町の林業の状況を表3.2-4に示す。

東員町には林業経営体はないが、桑名市には6経営体があり、保有山林面積の所有は三重県の2.4%にあたる。

表3.2-4 林業の状況

区分	三重県		東員町		桑名市	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
経営体数(経営体)	2,110	100	-	-	6	0.3
保有山林面積 (a)	所有	7,427,836	100	-	177,250	2.4
	貸付	545,018	100	-	-	-
	借入	246,998	100	-	-	-
	保有	7,129,816	100	-	177,250	2.5
素材生産量(m ³)	148,142	100	-	-	X	-

注) 1. 「-」は実数のないもの

2. 「X」は数値を秘匿したもの

出典: 「みえDataBox-2010年世界農林業センサス結果概要報告書」(三重県ホームページ)

3) 工業

関係市町における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表3.2-5に示す。

平成24年以降の事業所数は、三重県、桑名市、東員町で減少傾向にある。平成26年の三重県に対する事業所数の割合は、東員町2.2%、桑名市8.6%である。

従業者数は、三重県は横ばい傾向、東員町で平成25年から26年にかけて減少、桑名市で減少傾向にある。平成26年の三重県に対する従業者数の割合は、東員町2.0%、桑名市6.0%である。

製造品出荷額等は、三重県、東員町で増加傾向に、桑名市では減少傾向にある。平成26年の三重県に対する製造品出荷額等の割合は、東員町1.5%、桑名市3.8%である。

表 3.2-5 工業の状況

区分		三重県	東員町	桑名市
事業所数 (事業所)	平成24年	3,893 (100.0)	81 (2.1)	343 (8.8)
	平成25年	3,726 (100.0)	80 (2.1)	331 (8.9)
	平成26年	3,647 (100.0)	79 (2.2)	312 (8.6)
従業者数 (人)	平成24年	187,837 (100.0)	4,155 (2.2)	11,854 (6.3)
	平成25年	189,161 (100.0)	4,296 (2.3)	11,525 (6.1)
	平成26年	189,459 (100.0)	3,853 (2.0)	11,382 (6.0)
製造品出荷額等 (万円)	平成24年	1,013,696,929 (100.0)	14,456,762 (1.4)	49,243,018 (4.9)
	平成25年	1,040,924,881 (100.0)	14,783,896 (1.4)	45,114,461 (4.3)
	平成26年	1,054,271,013 (100.0)	15,408,991 (1.5)	40,426,452 (3.8)

注) ()内は、三重県に対する割合(%)

出典：「みえ DataBox-平成24年経済センサスー活動調査(製造業)結果」(三重県ホームページ)

：「みえ DataBox-平成24年、平成25年、平成26年工業統計調査結果確報」(三重県ホームページ)

4) 商業

関係市町における事業所数、従業者数及び年間商品販売額を表3.2-6に示す。

平成16年以降の事業所数は、三重県、東員町、桑名市とも減少傾向であったが、東員町では平成26年で増加に転じている。平成26年の三重県に対する事業所数の割合は、東員町1.1%、桑名市8.4%である。

平成16年以降の従業者数も、三重県、東員町、桑名市とも減少傾向にあったが、東員町では平成26年で増加に転じている。平成26年の三重県に対する従業者数の割合は、東員町1.3%、桑名市8.7%である。

年間商品販売額は、平成19年には三重県、東員町、桑名市とも増加したが、平成26年では三重県では減少しているのに対して、東員町、桑名市では増加している。平成26年の三重県に対する年間商品販売額の割合は、東員町0.7%、桑名市8.0%である。

表 3.2-6 商業の状況

区分		三重県	東員町	桑名市
事業所数 (事業所)	平成16年	23,265 (100.0)	184 (0.8)	1,707 (7.3)
	平成19年	21,602 (100.0)	171 (0.8)	1,590 (7.4)
	平成26年	16,523 (100.0)	175 (1.1)	1,385 (8.4)
従業者数 (人)	平成16年	146,728 (100.0)	1,237 (0.8)	11,820 (8.1)
	平成19年	145,169 (100.0)	1,240 (0.9)	11,475 (7.9)
	平成26年	114,145 (100.0)	1,492 (1.3)	9,947 (8.7)
年間商品販売額 (百万円)	平成16年	3,843,820 (100.0)	21,569 (0.6)	222,070 (5.8)
	平成19年	3,940,384 (100.0)	22,975 (0.6)	233,982 (5.9)
	平成26年	3,471,684 (100.0)	24,559 (0.7)	276,263 (8.0)

注) ()内は、三重県に対する割合(%)

出典：「みえ DataBox-平成16年、平成19年、平成26年商業統計調査結果」(三重県ホームページ)

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用分布及び面積

三重県及び関係市町の地目別民有地面積の状況を表3.2-7に、対象事業実施区域周辺の土地利用図を図3.2-1に示す。

平成27年1月1日現在の地目別民有地面積の割合は、東員町では田が最も多く41.3%を占めており、次いで、宅地の32.0%、雑種地11.4%となっている。また、桑名市でも田が最も多く36.1%を占めており、次いで、宅地31.3%、山林14.5%となっている。

表 3.2-7 地目別民有地面積の状況

地目	三重県		東員町		桑名市		
	実数(m ²)	割合(%)	実数(m ²)	割合(%)	実数(m ²)	割合(%)	
総面積	5,774,390,000		22,680,000		136,680,000		
総数	2,736,677,949	100.0	14,713,860	100.0	65,272,144	100.0	
田	498,398,999	18.2	6,073,083	41.3	23,561,744	36.1	
畑	210,194,851	7.7	1,246,646	8.5	6,461,238	9.9	
宅地	小規模住宅用地	130,574,160	4.8	1,744,576	11.9	9,045,072	13.9
	一般住宅用地	79,541,901	2.9	1,224,862	8.3	4,353,304	6.7
	商業地等(非住宅用地)	135,045,687	4.9	1,736,339	11.8	7,031,874	10.8
	計	345,161,748	12.6	4,705,777	32.0	20,430,250	31.3
民有地	鉱泉地	1,007	0.0	-	-	657	0.0
	池沼	4,372,948	0.2	637	0.0	186,841	0.3
	山林	1,492,683,802	54.5	954,435	6.5	9,437,149	14.5
	牧場	500,163	0.0	-	-	-	-
	原野	39,433,499	1.4	56,996	0.4	478,468	0.7
雑種地	ゴルフ場	54,702,756	2.0	671,316	4.6	597,001	0.9
	遊園地等	1,486,635	0.1	-	-	7,402	0.0
	鉄軌道	11,231,844	0.4	8,140	0.1	459,419	0.7
	その他	78,509,697	2.9	996,830	6.8	3,651,975	5.6
	計	145,930,932	5.3	1,676,286	11.4	4,715,797	7.2

注) 1. 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の数値を表したものである。

2. 総面積は平成26年10月1日現在、民有地面積は平成27年1月1日現在

出典：「平成28年刊三重県統計書」

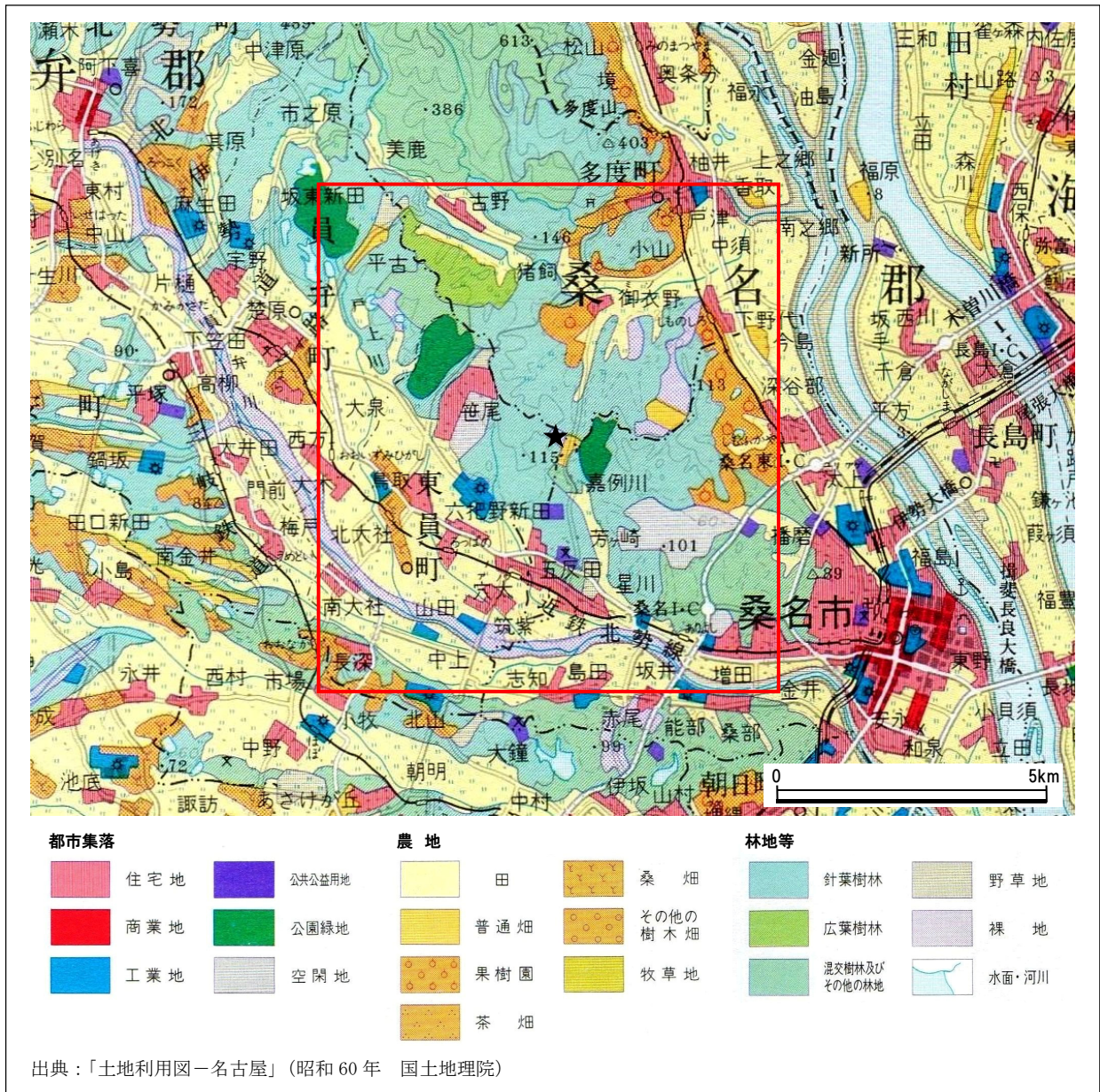


図 3. 2-1 対象事業実施区域周辺の土地利用図

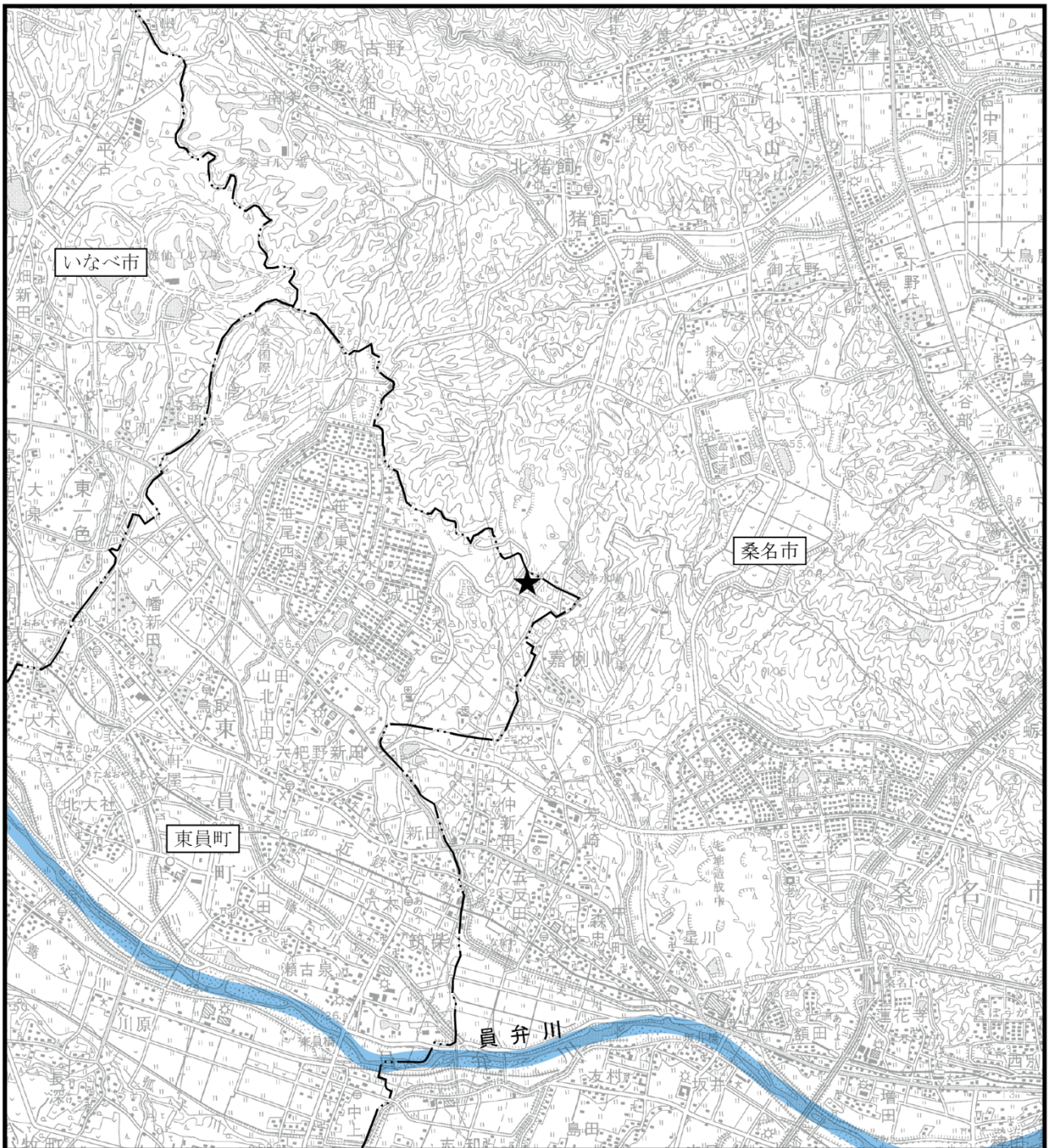
3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 漁業権の設定状況

三重県では、「漁業法」(昭和24年12月15日法律第267号)の規定に基づき、一部の内水面(河川)において、第五種共同漁業権を漁業協同組合に免許している。漁業協同組合は、組合員以外の遊漁者などに対する遊漁規則を定めており、規則に基づいた管理を行っている。

対象事業実施区域の周辺では、員弁川に漁業権が設定されており、桑員河川漁業協同組合が三重内共第一号の免許を受けている。

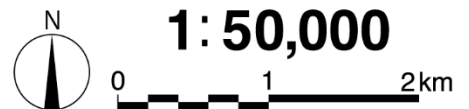
対象事業実施区域周辺における同組合の漁業権の設定状況を図3.2-2に示す。



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 漁業権設定区間

図3.2-2 漁業権の設定状況



出典：「桑員河川漁業協同組合ホームページ」

(2) 水道水源

対象事業実施区域周辺における水道水源の位置を図3.2-3に示す。

東員町の水源地は3箇所あるが、対象事業実施区域周辺では第1水源地及び第3水源地が位置する。東員町では河川表流水を取水する水源はない。

桑名市の水源地は10箇所あるが、対象事業実施区域周辺では7箇所が位置する。

桑名市の水源では、河川表流水と伏流水を合わせた取水実績が全体の18%を占める。

(3) 農業用水

桑名市の農業用水は、木曾川水系と員弁川水系を主に利用しており、山間部においては、溜池や小水路からの取水を行っているほか、三重用水による補給を受けている。東員町の農業用水は、水田では治水事業や灌漑事業を行い、員弁川水系の水源を中心に北部丘陵部の溜池や三重用水の補給を受けて対処している。

三重用水事業は、主水源施設として、員弁川水系相場川上流に中里貯水池を築造して、木曾川水系揖斐川支流牧田川沿岸の農業用水等の水需要及び既得水利の確保について、必要な措置(打上調整池の築造)を講じつつ、牧田川及び員弁川水系員弁川筋から取水導水し、貯水池に貯留している。中里貯水池の概要を表3.2-8に示す。

また、宮川、菰野、加佐登調整池及び幹線水路等により、朝明川水系田光川、三滝川水系三滝川、鈴鹿川水系内部川、御幣川の各流域の水を、下流既得水利に支障を与えないように取水導水貯留している。これらにより、三重県北勢地方の農地約7,300haが農業用水を得ている。

表 3.2-8 中里貯水池の概要

区分	概要
河川名	二級河川員弁川水系大平川・砂子谷川
所在地	三重県いなべ市藤原町大字鼎地内
総貯水容量	16,400 千 m ³
有効貯水量	16,000 千 m ³
湛水面積	1.3km ²
流域面積	45.3km ²

出典：「三重用水管理所」（独立行政法人水資源機構ホームページ）

(4) 工業用水

三重県企業庁では、東員町には工業用水の配水は行っていないが、桑名市には北伊勢工業用水道により工業用水が配水されている。

北伊勢工業用水道は、長良川や員弁川、三重用水、木曾川総合用水を水源としている。

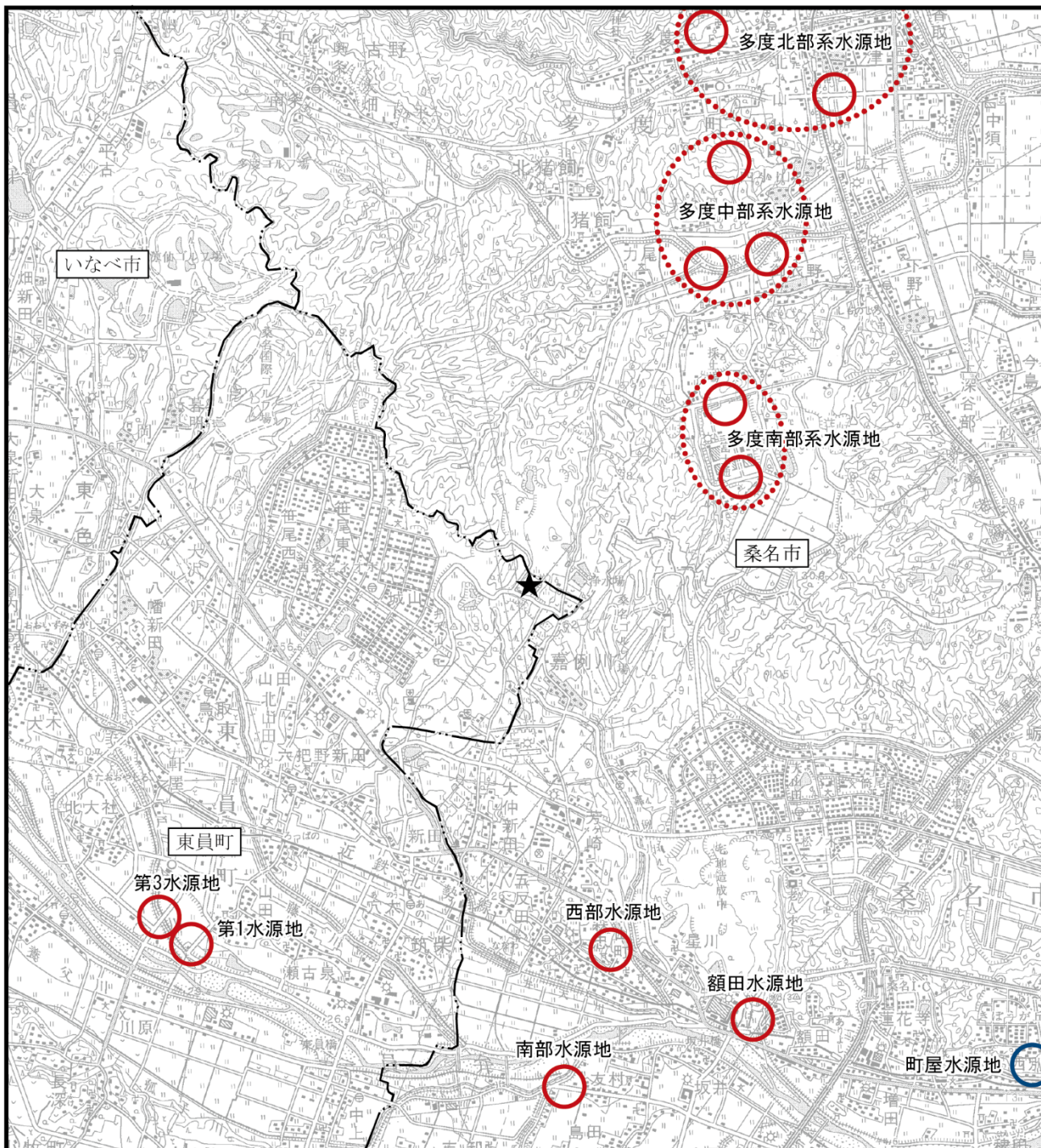
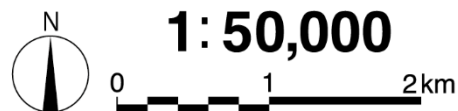


図3.2-3 水道水源の位置

凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- (dotted) : 水 源 (地下水)
- (solid) : 水 源 (伏流水)



出典：「水源保護地域の指定」（東員町ホームページ）
「桑名市新水道ビジョン」（平成26年 桑名市上下水道部）

3.2.4 交通の状況

(1) 主要道路の交通量

対象事業実施区域周辺における主要な交通網及び交通量調査箇所を図3.2-4に、交通量を表3.2-9に示す。

対象事業実施区域に至る幹線道路は主要地方道四日市多度線で、対象事業実施区域から至近の調査地点11（桑名市嘉例川）における交通量は3,718台/24hである。

主要地方道四日市多度線が接続する一般国道421号は交通量が多く、調査地点3（桑名市西別所）において32,465台/24hで、全18地点中ではもっとも多い。

表 3.2-9 主要道路と交通量

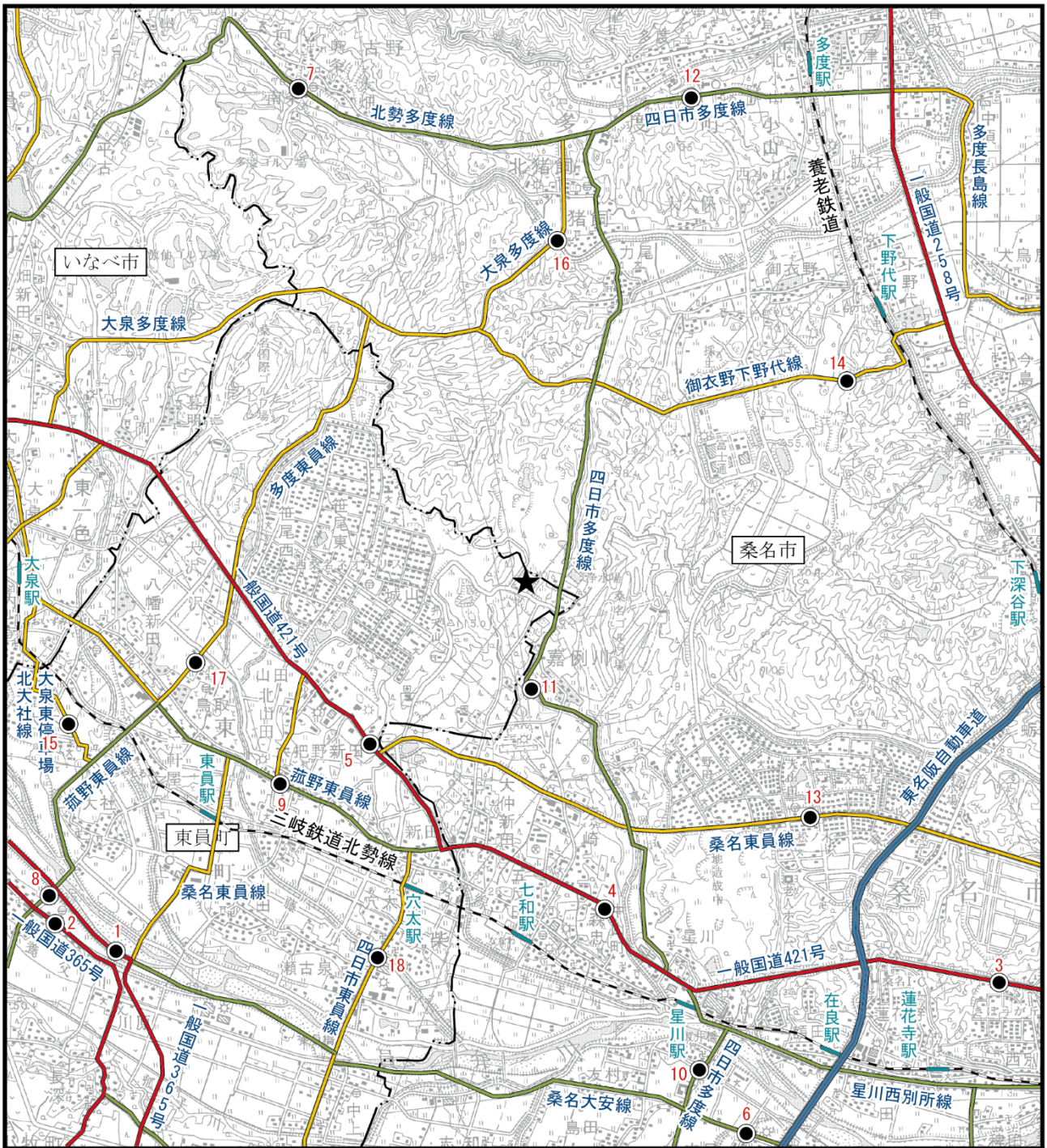
地点番号	種別	路線名	観測地点名	調査区分	交通量(台)			大型車混入率	
					小型車	大型車	合計		
1	一般国道	一般国道 365 号	員弁郡東員町南大社	12 時間	7,913	1,529	9,442	16.2%	
				24 時間	10,454	1,915	12,369	—	
2		一般国道 365 号	員弁郡東員町南大社	12 時間	977	49	1,026	4.8%	
				24 時間	1,253	91	1,344	—	
3		一般国道 421 号	桑名市西別所	12 時間	20,732	3,505	24,237	14.5%	
				24 時間	27,850	4,615	32,465	—	
4		一般国道 421 号	桑名市広見ヶ丘	12 時間	14,299	2,982	17,281	17.3%	
				24 時間	19,352	3,632	22,984	—	
5		一般国道 421 号	員弁郡東員町六把野新田	12 時間	13,321	872	14,193	6.1%	
				24 時間	17,140	1,453	18,593	—	
6		主要地方道 (都道府県道)	桑名大安線	桑名市能部	12 時間	5,170	671	5,841	11.5%
					24 時間	6,742	910	7,652	—
7			北勢多度線	桑名市多度町吉野	12 時間	4,240	1,722	5,962	28.9%
					24 時間	5,844	1,966	7,810	—
8			菰野東員線	員弁郡東員町南大社	12 時間	2,249	62	2,311	2.7%
					24 時間	2,870	157	3,027	—
9			菰野東員線	員弁郡東員町六把野新田	12 時間	9,204	1,888	11,092	17.0%
					24 時間	12,447	2,305	14,752	—
10	四日市多度線		桑名市坂井	12 時間	8,822	516	9,338	5.5%	
				24 時間	11,335	898	12,233	—	
11	四日市多度線		桑名市嘉例川	12 時間	2,621	217	2,838	7.6%	
				24 時間	3,385	333	3,718	—	
12	四日市多度線		桑名市多度町多度	12 時間	5,889	2,852	8,741	32.6%	
				24 時間	8,241	3,210	11,451	—	
13	一般 都道府県道		桑名東員線	桑名市大山田1丁目	12 時間	16,004	1,034	17,038	6.1%
					24 時間	20,960	1,311	22,271	—
14			御衣野下野代線	桑名市多度町下野代	12 時間	2,972	1,198	4,170	28.7%
					24 時間	4,094	1,369	5,463	—
15		大泉東停車場北大社線	員弁郡東員町大木	12 時間	1,207	26	1,233	2.1%	
				24 時間	1,539	76	1,615	—	
16		大泉多度線	桑名市多度町猪飼	12 時間	2,453	799	3,252	24.6%	
				24 時間	3,328	932	4,260	—	
17		多度東員線	員弁郡東員町鳥取	12 時間	3,103	339	3,442	9.8%	
				24 時間	4,109	469	4,578	—	
18		四日市東員線	員弁郡東員町穴太	12 時間	6,468	707	7,175	9.9%	
				24 時間	8,566	977	9,543	—	

出典：「平成22年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査集計表」（国土交通省ホームページ）

「三重県の道路－H22道路交通センサス交通量調査箇所図（県管理道路分）」（三重県ホームページ）

注）1. 12時間交通量は7:00～19:00の交通量である。

2. 24時間交通量については、地点番号3及び13は実測値、その他は12時間交通量実測値から推計である。

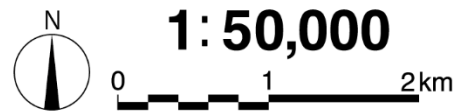


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 高速自動車国道
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般都道府県道
- : 鉄道
- : 交通量調査箇所

図3. 2-4 対象事業実施区域周辺の交通網及び交通量調査箇所

出典：「三重県の道路－H22道路交通センサス交通量調査箇所図」
(県管理道路分) (三重県ホームページ)



(2) 鉄道

対象事業実施区域周辺の鉄道は、図3.2-4に示すとおり対象事業実施区域の東を南北に走る養老鉄道、対象事業実施区域の西から南に走る三岐鉄道北勢線がある。対象事業実施区域から近いのは三岐鉄道北勢線の穴太駅である。

各鉄道駅の乗降数は、表3.2-10に示す。

三岐鉄道北勢線穴太駅の平成26年度の1日平均乗降数309人であり、最も1日平均乗降数が多いのは星川駅の732人である。なお、養老鉄道では下深谷駅の1日平均乗降数が多く、701人となっている。

表 3.2-10 対象事業実施区域周辺の鉄道駅乗降数（平成26年度）

単位：人				
区分	総数	普通	定期	1日平均
三岐鉄道北勢線総計	2,438,911	788,879	1,650,032	6,682
蓮花寺	131,122	43,398	87,724	359
在良	59,935	19,131	40,804	164
星川	267,210	94,278	172,932	732
七和	113,260	29,640	83,620	310
穴太	112,950	38,214	74,736	309
東員	182,062	78,514	103,548	499
大泉	92,862	28,376	64,486	254
養老鉄道計総計	1,558,695	375,045	1,183,650	4,270
多度	243,006	67,506	175,500	666
下野代	55,204	13,774	41,430	151
下深谷	255,968	41,528	214,440	701

出典：「平成28年刊三重県統計書」

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺における環境保全上配慮の必要な施設を表3.2-11及び図3.2-5に示す。

学校は20校（幼稚園含む）、社会福祉施設は19施設（保育所含む）、病院は2施設が存在する。

表3.2-11 対象事業実施区域周辺の学校、社会福祉施設及び病院

種別	番号	施設名	所在地
学校	幼稚園	1 町立笹尾東幼稚園	東員町笹尾東 4-28
		2 町立笹尾西幼稚園	東員町笹尾西 2-31-1
		3 町立城山幼稚園	東員町城山 1-44
		4 市立七和幼稚園	桑名市芳ヶ崎 1232-2
		5 市立大山田北幼稚園	桑名市大山田 6-8
		6 市立大山田西幼稚園	桑名市野田 2-8
		7 学校法人津田学園津田大山田幼稚園	桑名市野田 5-3-12
	小学校	1 町立笹尾東小学校	東員町笹尾東 4-28
		2 町立城山小学校	東員町城山 1-48
		3 町立神田小学校	東員町大字六把野新田 100
		4 市立大山田北小学校	桑名市大山田 6-8
		5 市立大山田西小学校	桑名市野田 2-8
		6 市立七和小学校	桑名市芳ヶ崎 1232-2
		7 学校法人津田学園小学校	桑名市野田 5-3-12
	中学校	1 町立東員第二中学校	東員町城山 2-1
		2 町立東員第一中学校	東員町大字六把野新田 557
		3 市立光陵中学校	桑名市大山田 5-12
		4 学校法人津田学園中学校	桑名市野田 5-3-12
	高等学校	1 県立桑名工業高等学校	桑名市大字芳ヶ崎 1330-1
		2 学校法人津田学園高等学校	桑名市野田 5-3-12
社会福祉施設	保育所	1 町立笹尾第一保育園	東員町笹尾西 2-31-1
		2 町立笹尾第二保育園	東員町笹尾東 4-28
		3 町立しろやま保育園	東員町城山 1-44
		4 市立大山田北保育園	桑名市大山田 6-7-204
		5 市立七和保育園	桑名市大字五反田 1604-1
	軽費老人ホーム・ケアハウス	1 みどりの丘	東員町穴太 2400
	有料老人ホーム	2 こんべいとうハウス	桑名市星見ヶ丘 2-921
		3 ハートヒルズ大仲	桑名市大仲新田 252-1
		4 すずらんの家	桑名市野田 1-11-12
		5 栴	東員町笹尾東 3-17-4
		6 愛和ノすまい城山	東員町城山 2-30-5
		7 あいわ訪問看護ステーション	東員町城山 2-30-4
	認知症疾患医療センター ・老人性認知症センター	8 医療法人康誠会東員病院認知症疾患医療センター	東員町大字穴太 2400
	認知症対応型共同生活介護	9 かすみそうの家	桑名市大字森忠 1728-4
		10 なでしこの家	東員町穴太大谷 2578-4
	共同生活援助（介護サービス包括型）	11 ゆきわり草第2	東員町笹尾西 3-6-28
		12 ケアホームグループホーム TOIN	東員町穴太 2846-1
	就労継続支援（A型）	13 はあぶこうぼう	桑名市陽だまりの丘 7-1706
	放課後等デイサービス（児童福祉法）	14 アプリ児童デイサービス陽だまりの丘	桑名市陽だまりの丘 8-802
病院	1 東員病院	東員町穴太 2400	
	2 大仲さつき病院	東員町穴太 2000	

出典：「学校名簿 平成28年度版」（三重県教育委員会ホームページ）

「三重県社会福祉施設等名簿」（平成28年4月1日現在）（三重県ホームページ）

「三重県内の病院一覧」（平成28年4月1日現在）（三重県ホームページ）

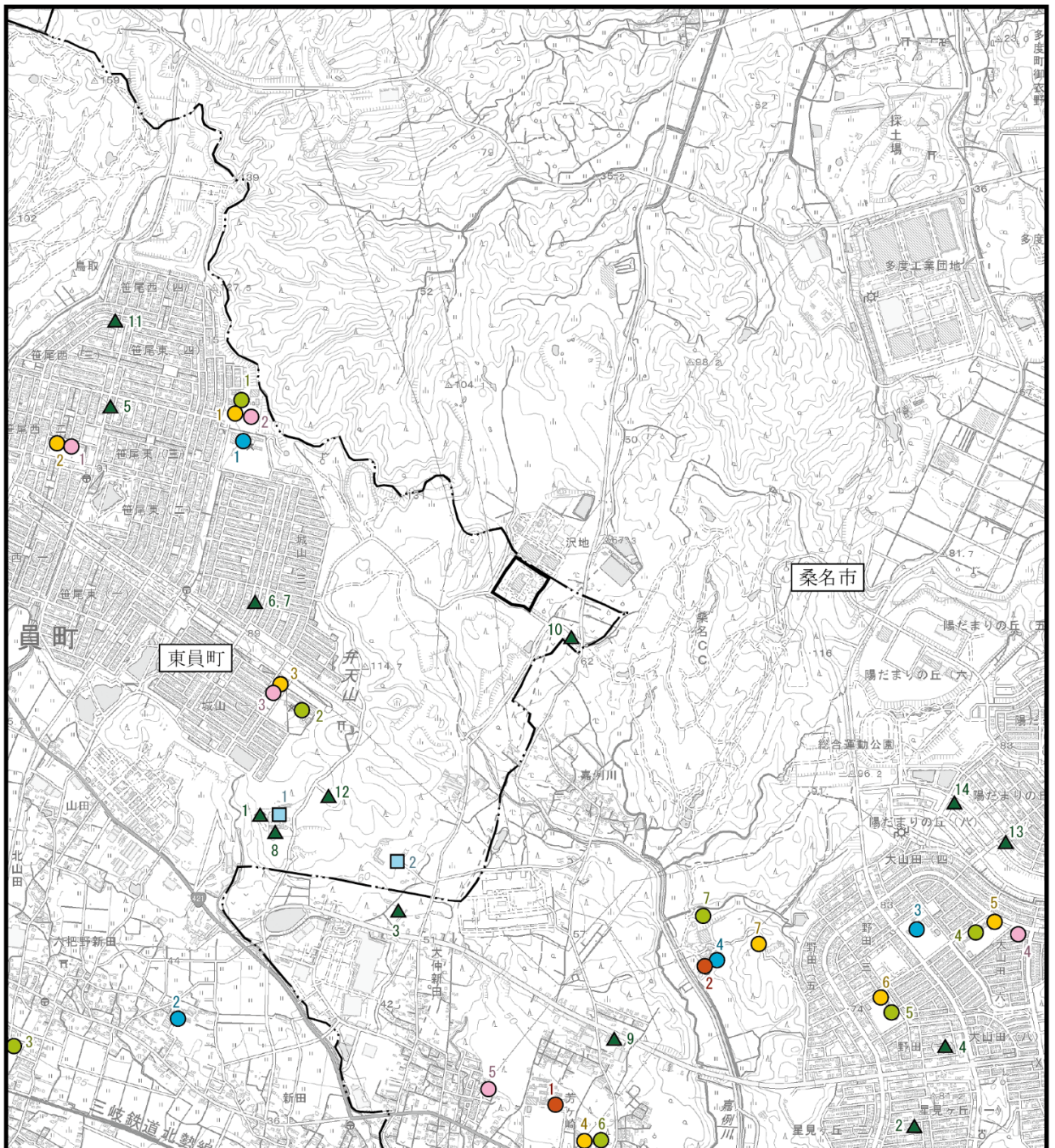
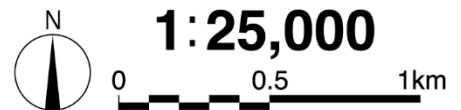


図3.2-5 対象事業実施区域周辺の学校等の施設

凡 例

- | | | | |
|---|------------|---|-------------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 幼稚園 |
|  | : 市町界 |  | : 小学校 |
| | |  | : 中学校 |
| | |  | : 高等学校 |
| | |  | : 保育所 |
| | |  | : その他社会福祉施設 |
| | |  | : 病院 |

出典：「学校名簿 平成28年度版」（三重県教育委員会ホームページ）
 「三重県社会福祉施設等名簿（平成28年4月1日現在）」（三重県ホームページ）
 「三重県内の病院一覧（平成28年4月1日現在）」（三重県ホームページ）



1:25,000

3.2.6 上下水道等の整備状況

(1) 上水道

三重県及び関係市町の上水道普及率を表3.2-12に示す。

平成25年度末の三重県及び関係市町の上水道の普及率は、三重県で99.5%、東員町で99.7%、桑名市99.9%となっている。

表3.2-12 上水道の普及状況（平成25年度末）

単位：人

区分	行政区域 人口	総数		上水道		簡易水道		専用水道		普及率 (%)
		計画 給水人口	現在 給水人口	計画 給水人口	現在 給水人口	計画 給水人口	現在 給水人口	確認時 給水人口	現在 給水人口	
三重県	1,862,083	2,034,977	1,853,158	1,885,102	1,786,760	100,060	64,726	49,815	1,672	99.5
東員町	25,722	30,000	25,642	30,000	25,642	-	-	-	-	99.7
桑名市	142,679	144,049	142,484	143,256	142,484	-	-	793	-	99.9

出典：「平成28年刊三重県統計書」

(2) 生活排水処理施設

三重県及び関係市町の生活排水処理施設の整備状況を表3.2-13に示す。

平成26年度末の三重県及び関係市町の生活排水処理施設の整備率は、三重県で82.2%、東員町で99.2%、桑名市97.0%となっている。

表3.2-13 生活排水処理施設の整備状況（平成26年度末）

単位：人

区分	行政区域 人口	集合処理施設				浄化槽等 個別処理 施設	生活排水 処理施設 整備人口 合計	生活排水 処理施設 の整備率 (%)	
		下水道	農業集落 排水施設等	漁業集 落排水 施設	コミュニ ティ・プラ ント				集合処理 施設合計
三重県	1,852,085	939,238	94,322	6,335	3,388	1,043,283	478,893	1,522,176	82.2
東員町	25,575	25,341	-	-	-	25,341	39	25,380	99.2
桑名市	142,544	106,459	2,306	-	-	108,765	29,525	138,290	97.0

注) 1. 生活排水処理の整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率である。

2. 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、簡易排水施設の合計を表す。

3. 浄化槽とは、従来から合併処理浄化槽と呼んでいたものである。

出典：「平成28年刊三重県統計書」

3.2.7 廃棄物の処理の状況

(1) 一般廃棄物

東員町及び桑名市のごみ処理は、本組合が行っている。本組合は、可燃ごみからごみ固形燃料を生産するRDF化施設をはじめリサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設を備えている（表3.2-14参照）。

なお、最終処分場は、東員町及び桑名市ともに1施設ずつ存在する（表3.2-15参照）。

表 3.2-14 本組合の施設概要

施設	項目	概要
RDF 化施設	施設規模	230t/16 時間 3 系列 (76.7t/16 時間 : 1 系列あたり)
	竣工	平成 15 年 3 月 20 日
	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
	破碎選別設備	二軸破碎機×3 基、磁力選別機×2 基、比重差選別機×1 基 (1 系列あたり)
	乾燥設備	ロータリーキルン (横型回転通気) 方式
	成形設備	ロータリープレス (リング・ダイ) 方式
	排ガス処理設備	蓄熱燃焼脱臭方式
	排水処理設備	凝集沈澱、ろ過方式
リサイクル プラザ	施設規模	①不燃・粗大処理施設 55 t / 5 時間×1 系列 ②資源化施設 7 t / 5 時間×1 系列 (内訳) 缶選別施設 5 t / 5 時間×1 系列 びん選別施設 2 t / 5 時間×1 系列
	竣工	平成 15 年 3 月 20 日
	受入供給設備	ピットアンドクレーン及び直接投入方式
	破碎設備	高速回転式破碎機×1 基、低速回転式破碎機×1 基、破袋・除袋機×2 基 (びん用・缶用)
	集じん設備	サイクロン+バグフィルタ方式
	選別種別	可燃物、不燃物、鉄類、アルミ類、色別びん選別
	プラスチック圧縮梱包施設	施設規模
竣工	平成 21 年 3 月 22 日	
受入供給設備	受入ヤード (530 平方メートル×2 箇所)	
破袋設備	2 軸ローター式破袋機×2 基	
再生設備	圧縮梱包機×2 基	
貯留・搬出設備	貯留ヤード (76 平方メートル)	
集じん設備	活性炭吸着式脱臭装置	

表 3.2-15 東員町及び桑名市における最終処分場の概要

区分	施設名称	使用開始年度	埋立終了年度	埋立地面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	年間埋立容量 (覆土含む) (m ³)	残余容量 (m ³)
桑名市	桑名市一般廃棄物埋立最終処分場	1988	2016	12,553	34,623	446	8,436
東員町	東員町最終処分場	1992	2028	11,463	114,332	3,089	48,509

出典：「平成 27 年版三重県環境白書」

(2) し尿処理

東員町及び桑名市のし尿処理施設の概要を表3.2-16に示す。

桑名・員弁広域連合は、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町の2市2町により構成され、桑名広域環境管理センターによってし尿処理を行っている。

表 3.2-16 し尿処理施設の概要（平成 26 年度）

名称	施設名称	処理方法											処理能力 (kl/日)	使用開始 年度	年間処理量 (kl)			
		汚水処理					汚泥処理			資源化处理					し尿	浄化槽 汚泥		
		好気	標準脱窒素	高負荷	膜分離	下水投入	その他	脱水	乾燥	焼却	メタン醗酵	堆肥化					その他	
桑名・員弁 広域連合	桑名広域環境 管理センター			○	○				○				○		164	2004	6,073	36,375

出典：「平成 27 年版三重県環境白書」

(3) 産業廃棄物

桑名・員弁地域の産業廃棄物の状況を表3.2-17に示す。

排出量は三重県全体の12.3%であり、業種別では製造業、建設業が多く、種類別では汚泥、がれき類が多くなっている。

表 3.2-17 桑名・員弁地域の産業廃棄物（平成 20 年度）

発生量等（千 t/年）			業種別発生量（%）				種類別発生量（%）			
発生量	排出量	搬出量	製造業	建設業	電気・ 水道業	その他	汚泥	がれき類	金属くず	その他
934 (12.3%)	866 (12.3%)	385 (11.2%)	69.6	25.9	4.0	0.5	50.8	21.4	6.4	21.4

注) 1. 桑名・員弁地域：桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町。

2. ()は、三重県全体に対する割合

出典：「三重県産業廃棄物実態調査報告書(平成 20 年度実績)」(平成 22 年 3 月、三重県)

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基準等

1) 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準を表3.2-18(1)に示す。また、表3.2-18(2)に示すとおり、三重県では、二酸化硫黄及び二酸化窒素について環境保全目標を定めている。

表 3.2-18(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値の1日平均値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用されない。（「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）」（平成15年7月31日環境省中央環境審議会））
参考	<ul style="list-style-type: none"> 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標となる数値。 <ul style="list-style-type: none"> アクリロニトリル : 1年平均値が2μg/m³以下であること。 塩化ビニルモノマー : 1年平均値が10μg/m³以下であること。 水銀 : 1年平均値が0.04μgHg/m³以下であること。 ニッケル化合物 : 1年平均値が0.025μgNi/m³以下であること。 クロロホルム : 1年平均値が18μg/m³以下であること。 1,2-ジクロロエタン : 1年平均値が1.6μg/m³以下であること。 1,3-ブタジエン : 1年平均値が2.5μg/m³以下であること。 ヒ素及び無機ヒ素化合物 : 1年平均値が6ng-As/m³以下であること。 マンガン及び無機マンガン化合物 : 1年平均値が0.140μgMn/m³以下であること。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

表 3.2-18(2) 大気汚染に係る環境保全目標（三重県）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	年平均値が0.017ppm以下であること。
二酸化窒素	年平均値が0.02ppm以下であること。

2) 騒音に係る環境基準及び類型指定

騒音に係る環境基準を表3.2-19に示す。

なお、対象事業実施区域周辺においては、騒音の環境基準の類型指定は行われていない。

表 3.2-19 騒音に係る環境基準

①道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日午前6時まで
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

②道路に面する地域

地域の類型		基準値	
		昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日午前6時まで
A	2車線以上	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	2車線以上	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	1車線以上		

③②のうち幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

※本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

備考1: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル、夜間：40デシベル）によることができる。

備考2: 幹線交通を担う道路

(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）

(2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

備考3: 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m

(2) 2車線を超える車線を有する車線交通を担う道路20m

【該当地域】（平成24年3月31日現在）

A: 桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

B: 桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C: 桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 市町村の名称及び区域は、平成15年10月10日における名称及び行政区域によって表示されたものとする。

出典: 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定」（平成11年3月26日三重県告示第160号）

3) 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定

水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準）を表3.2-20(1)～(3)に示す。

対象事業実施区域周辺では、生活環境の保全に関する環境基準のうち、利用目的の適応性に関する項目については、員弁川にA類型、肱江川の念仏橋より上流にAA類型、念仏橋より下流にA類型が指定されている。また、水生生物の生息状況の適応性に関する項目については、員弁川に生物B類型、肱江川の念仏橋より上流に生物A類型、念仏橋より下流に生物B類型、多度川に生物A類型が指定されている。

表 3.2-20(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	基準値			
			生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

表 3.2-20(3) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水生生物の保全に係る水質環境基準について」（平成15年11月5日環境省告示第123号）

4) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準を表3.2-21に示す。

表 3.2-21 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表3.2-22に示す。

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

6) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準を表3. 2-23に示す。

表 3. 2-23 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0. 6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1, 000pg-TEQ/g以下

備考：1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-*p*-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境省告示第68号）

(2) 規制基準及び指定地域

1) 大気汚染に係る規制基準及び指定地域

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)では、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、及び排出する施設に対して、規制物質と施設の種類・規模を指定して、排出基準、規制区域等を定め、大気汚染の防止を図っている。

また、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)では、水銀排出施設に対して、施設の種類・規模を指定して、新設・既存別の排出基準が定められている。

三重県においては、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、排出する施設に対して、別途規制物質と施設の種類・規模を指定して、排出基準、規制区域等を定めている。

大気汚染に係る規制基準を表3.2-24(1)～(3)に示す。

表 3.2-24(1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

規制物質		規制方式	規制値
硫黄酸化物		規制基準(量規制、地域ごとのK値 規制方式)	四日市地域 K=3.0 (特別排出基準 K=1.17) 桑名・鈴鹿地域 K=14.5 その他の地域 K=17.5
		総量規制(四日市地域)	
ばいじん		排出基準(濃度規制、施設の種類・ 規模ごと)	0.04～0.5g/Nm ³ (特別排出基準 0.03～0.20g/Nm ³)
有害物質	窒素酸化物	同上	60～2000ppm
	カドミウム及びその化合物	排出基準(濃度規制、施設種類ご と)	カドミウム 1.0mg/Nm ³
	塩素及び塩化水素	同上	塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 80～700mg/Nm ³
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	同上	弗素 1.0～20mg/Nm ³
	鉛及びその化合物	同上	鉛 10～30mg/Nm ³
揮発性有機化合物		排出基準(濃度規制、施設種類ご と)	400～60,000ppmC
特定粉じん(石綿)		規制基準(濃度規制)	10本/L

出典：「大気汚染防止法」

表 3.2-24(2) 大気汚染防止法に基づく水銀の排出基準

規制物質	規制方式	規制値	
		新規施設	既存施設※
水銀	排出基準(施設の種類・規模)	8～100 μg/Nm ³	10～400 μg/Nm ³

出典：「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年9月26日環境省令第22号)

注) 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日(平成30年4月1日(水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日))から施行

※) 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

表 3. 2-24(3) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく大気汚染に係る排出基準

規制物質	排出基準等	
	排出口	敷地境界
硫黄酸化物	四日市地域 K=1.17, 2.92, 3.0	—
ばいじん	特別排出基準適用区域 0.1~0.8g/Nm ³ その他 0.2~5.0g/Nm ³	—
塩素	30mg/Nm ³	0.9mg/Nm ³
塩化水素	80mg/Nm ³	2mg/Nm ³
鉛及びその化合物	—	0.03mg/Nm ³
アセトアルデヒド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
ホルムアルデヒド	7.5mg/Nm ³	0.35mg/Nm ³
一酸化炭素	—	50mg/Nm ³
五酸化バナジウム	—	0.015mg/Nm ³
硫酸	—	0.6mg/Nm ³
スチレン	—	4.6mg/Nm ³
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	12mg/Nm ³	0.3mg/Nm ³
エチレンオキシド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
窒素酸化物	総排出量規制（四日市地域）	

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）

2) 騒音に係る規制基準及び指定地域

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音について規制を行うとともに、自動車騒音に係る要請限度等を定めている。また、三重県では「三重県生活環境の保全に関する条例」により、法で規制していない施設及び規制地域の拡大を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音について規制を行っている。

対象事業実施区域は、用途地域指定は行われていないことから「騒音規制法」の規制地域外であるが、三重県生活環境の保全に関する条例の区域区分「その他の地域」に該当する。

建設作業に伴って発生する騒音の規制については、対象事業実施区域は、用途地域指定が行われていないことから「騒音規制法」の規制地域外であるが、三重県生活環境の保全に関する条例の適用を受け、「第1号区域」の基準が適用される。

自動車騒音に係る要請限度については、対象事業実施区域近傍は用途地域指定が行われていないことから、自動車騒音の要請限度は適用されない。

騒音に係る規制基準等を表3.2-25(1)～(3)に示す。

表 3.2-25(1) 工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8:00～19:00)	朝夕 (6:00～8:00) (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5	その他の地域(工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注) 1. 表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である。

2. 第3号の項から第5号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの5デシベルを減じるものとする。

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」

表 3.2-25(2) 建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分 規制の区分	第1号区域	第2号区域	適用除外
騒音の大きさ	建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと		
夜間作業の限定	午後7時～翌日の午前7時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	午後10時～翌日の午前6時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	①②③④
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	①②
作業期間の限定	連続して6日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②
日曜休作業の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②③④⑤

注) 1. 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件がつけられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に必要がある場合

2. 区域区分

第1号区域：三重県全域(ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。)

第2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域を除く区域

出典：「騒音規制法」

：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」

表 3.2-25(3) 自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		(6:00～22:00)	(22:00～6:00)
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路	65	55
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路	70	65
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路	75	70
c 区域	車線を有する道路	75	70

これらの区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域

時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
限度	75	70

備考：1. 「昼間」、「夜間」及び「幹線交通を担う道路」とは、それぞれ騒音に係る環境基準と同じ

2. 「a区域」、「b区域」、「c区域」及び「幹線交通を担う道路に近接する区間」とは、それぞれ騒音に係る環境基準の該当地域の「A」「B」「C」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」と同じ

出典：「騒音規制法」

3) 振動に係る規制基準及び指定地域

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めている。また、三重県では「三重県生活環境の保全に関する条例」により、法で規制していない施設及び規制地域の拡大を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について規制を行っている。

対象事業実施区域は、用途地域指定は行われていないことから「振動規制法」の規制地域外であるが、三重県生活環境の保全に関する条例の区域区分「その他の地域」に該当する。

建設作業に伴って発生する振動の規制については、対象事業実施区域は、用途地域指定が行われていないことから「振動規制法」の規制地域外であるが、三重県生活環境の保全に関する条例の適用を受け、「第1号区域」の基準が適用される。

道路交通振動に係る要請限度については、対象事業実施区域近傍は用途地域指定が行われていないことから、道路交通振動の要請限度は適用されない。

振動に係る規制基準等を表3.2-26(1)～(3)に示す。

表 3.2-26(1) 工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く。)	65 デシベル	60 デシベル

注) 1. 表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である。

2. 第3号の項から第5号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの5デシベルを減じるものとする。

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」

表 3.2-26(2) 建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分 規制の区分	第1号区域	第2号区域	適用除外
振動の大きさ	建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと		
夜間作業の限定	午後7時～翌日の午前7時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	午後10時～翌日の午前6時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	①②③④
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	①②
作業期間の限定	連続して6日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②
日曜休日の作業の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②③④⑤

注) 1. 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件がつけられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に必要がある場合

2. 区域区分

第1号区域：三重県全域(ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。)

第2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域を除く区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」

表 3.2-26(3) 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
2 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く。)	70 デシベル	65 デシベル

出典：「振動規制法施行規則」

：「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年12月6日三重県告示第730号)

4) 悪臭に係る規制基準及び指定地域

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)では、工場又は事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っている。また、三重県では、「悪臭防止法」に基づき、住民の生活環境を保全すべき地域を指定している。

対象事業実施区域が位置する東員町並びに桑名市は、特定悪臭物質規制に係る規制地域に指定されているが、臭気指数規制に係る規制地域には指定されていない。

悪臭に係る規制基準を表3.2-27に示す。

表 3.2-27 特定悪臭物質に係る規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気における含有率が 100 万分の 0.02
ノルマルバレールアルデヒド	大気における含有率が 100 万分の 0.009
イソバレールアルデヒド	大気における含有率が 100 万分の 0.003
イソブタノール	大気における含有率が 100 万分の 0.9
酢酸エチル	大気における含有率が 100 万分の 3
メチルイソブチルケトン	大気における含有率が 100 万分の 1
トルエン	大気における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気における含有率が 100 万分の 1
プロピオン酸	大気における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気における含有率が 100 万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気における含有率が 100 万分の 0.001

①事業場の敷地境界線の地表における規制基準

②事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準
悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

③事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準
悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」(平成10年7月10日三重県告示第323号)

5) 水質汚濁に係る規制基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)では、第2条に基づく特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水のうち、日平均総排水量が50m³以上または有害物質を含むものに対して、排水基準を定めている。また、三重県では、「水質汚濁防止法」の水質汚濁に係る排出基準に対して、上乘せ基準を定めており、指定された項目、業種については、上乘せ基準が適用される。

水質汚濁に係る排水基準を表3.2-28(1)～(3)に示す。

表 3.2-28(1) 水質汚濁に係る排水基準 (有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
ひ素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4 ジオキサン	0.5mg/L

備考:「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ること

出典:「排出基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 3.2-28(2) 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
pH(水素イオン濃度) 但し、海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8～8.6
pH(水素イオン濃度) 但し、海域に排出されるもの	5.0～9.0
BOD(生物化学的酸素要求量)	160mg/L（日間平均 120mg/L）
COD(化学的酸素要求量)	160mg/L（日間平均 120mg/L）
SS(浮遊物質)	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
りん含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考：

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの
- この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、[水質汚濁防止法施行令]及び[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行]の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 業種により暫定排水基準がある。

出典：「排出基準を定める省令」

表 3. 2-28(3) 生活環境に係る項目の上乗せ排水基準

排出水量		50m ³ /日以上400m ³ /日未満			400m ³ /日以上						
事業場設置時期		新設 (昭和47年1月1日以後)			既設			新設 (昭和47年1月1日以後)			
水域		第1種	第2種	天白川	第1種	第2種	天白川	第1種	第2種	天白川	
基準値	水素イオン濃度	海域に排出されるもの	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	—	—	5.8以上 8.6以下	—	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	—
	生物化学的酸素要求量		25(20)	130(100)	25(20)	65(50)	130(100)	25(20)	25(20)	130(100)	25(20)
	化学的酸素要求量		25(20)	130(100)	—	—	130(100)	—	25(20)	130(100)	—
	浮遊物質		90(70)	130(100)	90(70)	90(70)	130(100)	90(70)	90(70)	130(100)	90(70)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	—	—	—	(1)	(1)※	(1)※	(1)	(1)※	(1)
		動植物油脂類	—	—	—	—	—	—	(10)	—	(10)
	フェノール類含有量		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	銅含有量		1	1	1	1	1	1	1	1	1

注) 1. ()内の値は日間平均値。

- 第1種水域：木曾川、員弁川、朝明川、三滝川、内部川、鈴鹿川本川、鈴鹿川派川、安濃川、雲出川、阪内川、櫛田川、祓川、笹笛川、大堀川、宮川、加茂川、迫子川、桧山路川、南張川、五ヶ所川、小方川、古和川、奥川、大谷川、木津川、名張川、赤羽川、銚子川、矢ノ川、古川、逢川、湊川、西郷川、井戸川、尾呂志川、熊野川、神内川の各河川の指定区域及びこれに接続し、流入する水路の水域
- 第2種水域：第一種水域に属さない公共用水域（天白川水域を除く）
- 天白川水域：天白川（支派川を含む）及びこれに接続し、流入する水路の水域
- 四日市・鈴鹿水域の第2種水域に新設する特定事業場については第1種水域が適用される。
- ※：業種指定あり

出典：「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

「水質汚濁防止法」では、有害物質の製造、使用又は処理する特定施設に対して、有害物質の地下浸透基準を定めている。

有害物質の地下浸透基準を表3.2-29に示す。

表 3.2-29 有害物質の地下浸透基準

項目	単位	最大（許容限度）	検出限界	備考
カドミウム及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.001	
シアン化合物	mg/L	検出されないこと	0.1	
有機りん化合物（ハ ^o ラチ ^o 、メ ^o ラチ ^o 、メ ^o ル ^o ト ^o 及びEPNに限る。）	mg/L	検出されないこと	0.1	
鉛及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.005	
六価クロム化合物	mg/L	検出されないこと	0.04	
ひ素及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.005	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	0.0005	
トリクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.002	
テトラクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.0005	
ジクロロメタン	mg/L	検出されないこと	0.002	
四塩化炭素	mg/L	検出されないこと	0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.002	
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	シス体として0.004 トランス体として0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0006	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出されないこと	0.0002	
チウラム	mg/L	検出されないこと	0.0006	
シマジン	mg/L	検出されないこと	0.0003	
チオベンカルブ	mg/L	検出されないこと	0.002	
ベンゼン	mg/L	検出されないこと	0.001	
セレン及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.002	
ほう素及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.2	
ふっ素及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.2	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	検出されないこと	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	2
塩化ビニルモノマー	mg/L	検出されないこと	0.0002	
1,4-ジオキサン	mg/L	検出されないこと	0.005	

備考：1. 「検出されないこと」とは、施行規則第6条の2の規定に基づき、環境大臣が定める方法により、特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の検出限界を下回ることをいう。

2. (検出限界) アンモニアまたはアンモニウム化合物にあつては、アンモニア性窒素0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては、亜硝酸性窒素0.2mg/L、硝酸化合物にあつては、硝酸性窒素0.2mg/L

出典：「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年8月21日環境省告示39号）

6) ダイオキシン類に係る規制基準

① 排出ガス

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)では、第2条に基づく特定施設から大気中に排出される排出ガスについて、施設の種類及び構造に応じて排出基準が定められている。

廃棄物焼却炉からの排出ガスに係るダイオキシン類の排出基準を表3.2-30に示す。

表 3.2-30 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

焼却能力 ^{注)} (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N)		標準酸素濃度 (%)
	新設 (H12.1.15 以後設置)	既設 (～H12.1.14 設置)	
4 以上	0.1	1	12
2～4 未満	1	5	
2 未満	5	10	

注) 火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/h以上について適用される。

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法」

② 排水

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、第2条に基づく特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排水について、施設の種類及び構造に応じて排出基準が定められている。

廃棄物焼却炉からの排水に係るダイオキシン類の排出基準を表3.2-31に示す。

表 3.2-31 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上) に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法」

(3) 各種指定地域

対象事業実施区域周辺の規制区域等の状況を図3.2-6に示し、対象事業実施区域における土地利用上の法規制の状況を表3.2-32に整理した。

なお、対象事業実施区域周辺は、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）の用途地域の指定はない。

表 3.2-32 対象事業実施区域における土地利用上の法規制の状況

根拠法令	指定区域等	適用有無
都市計画法	都市計画区域	○
	市街化区域	—
	用途地域	—
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	—
	農用地区域	—
森林法	保安林	—
	森林計画に係る民有林	○
自然公園法	国立公園	—
	国定公園	—
	三重県立自然公園条例	県立自然公園（普通地域）
砂防法	砂防指定地	—
	砂防指定河川	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域	—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	—
河川法	指定河川（上流端）	—
	河川保全区域	—
文化財保護法	史跡	—
	名勝	—
	天然記念物	—
	埋蔵文化財包蔵地	—
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	—
	特別保護区	—

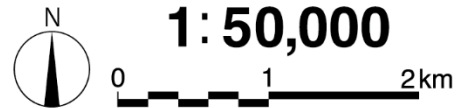


図3.2-6 対象事業実施区域周辺の各種指定地域

凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界

根拠法令	指定区域等	記号	根拠法令	指定区域等	記号	根拠法令	指定区域等	記号
都市計画法	都市計画区域	[Red dashed box]	農業振興地域/整備二期スル法律	農業振興地域	[Yellow dashed box]	砂防法	砂防指定地	[Brown box]
	市街化区域	[Red solid box]	森林法 (国有林野法)	農用地区域	[Yellow solid box]		砂防指定河川	[Blue dashed line]
	第一種低層住居専用地域	[Green box]		森林地域	[Green box]	急傾斜地崩壊危険区域		[Yellow triangle]
	第二種低層住居専用地域	[Light green box]		地域森林計画対象民有林	[Green box with dots]	河川法	河川区域 (一、二級河川)	[Blue dashed line]
	第一種中高層住居専用地域	[Yellow-green box]		保安林	[Green box with dots]	環境基本法	河川環境基準 (ランクAA・A・B・C)	[Blue dashed line]
	第二種中高層住居専用地域	[Yellow-green box]	自然公園法	自然公園区域	[Blue dashed box]	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	[Red circle]
都市計画法	第一種住居地域	[Yellow box]	自然公園条例	特別地域	[Blue dashed box]		史跡・名勝・天然記念物	[Red circle]
	第二種住居地域	[Light yellow box]						
	準住居地域	[Orange box]						
	近隣商業地域	[Light orange box]						
	商業地域	[Orange box]						
	準工業地域	[Light blue box]						
	工業地域	[Blue box]						
	工業専用地域	[Dark blue box]						



出典：「三重県土地利用規制図6-1」（平成12年 三重県）

1) 自然公園区域

対象事業実施区域周辺の自然公園は前掲の図3.1-12に示した。

対象事業実施区域は自然公園には指定されていないが、対象事業実施区域の北から東方面にかけて水郷県立自然公園が指定されている。

2) 鳥獣保護区域

対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区域を図3.2-7に示す。

対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区として、いなべ市員弁東部鳥獣保護区がある。

なお、対象事業実施区域内には鳥獣保護区に指定された区域はない。

3) 保安林、砂防指定地域、地滑り防止区域等

対象事業実施区域周辺の保安林、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域等を図3.2-6に示した。

対象事業実施区域内には保安林、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域に指定された区域はない。

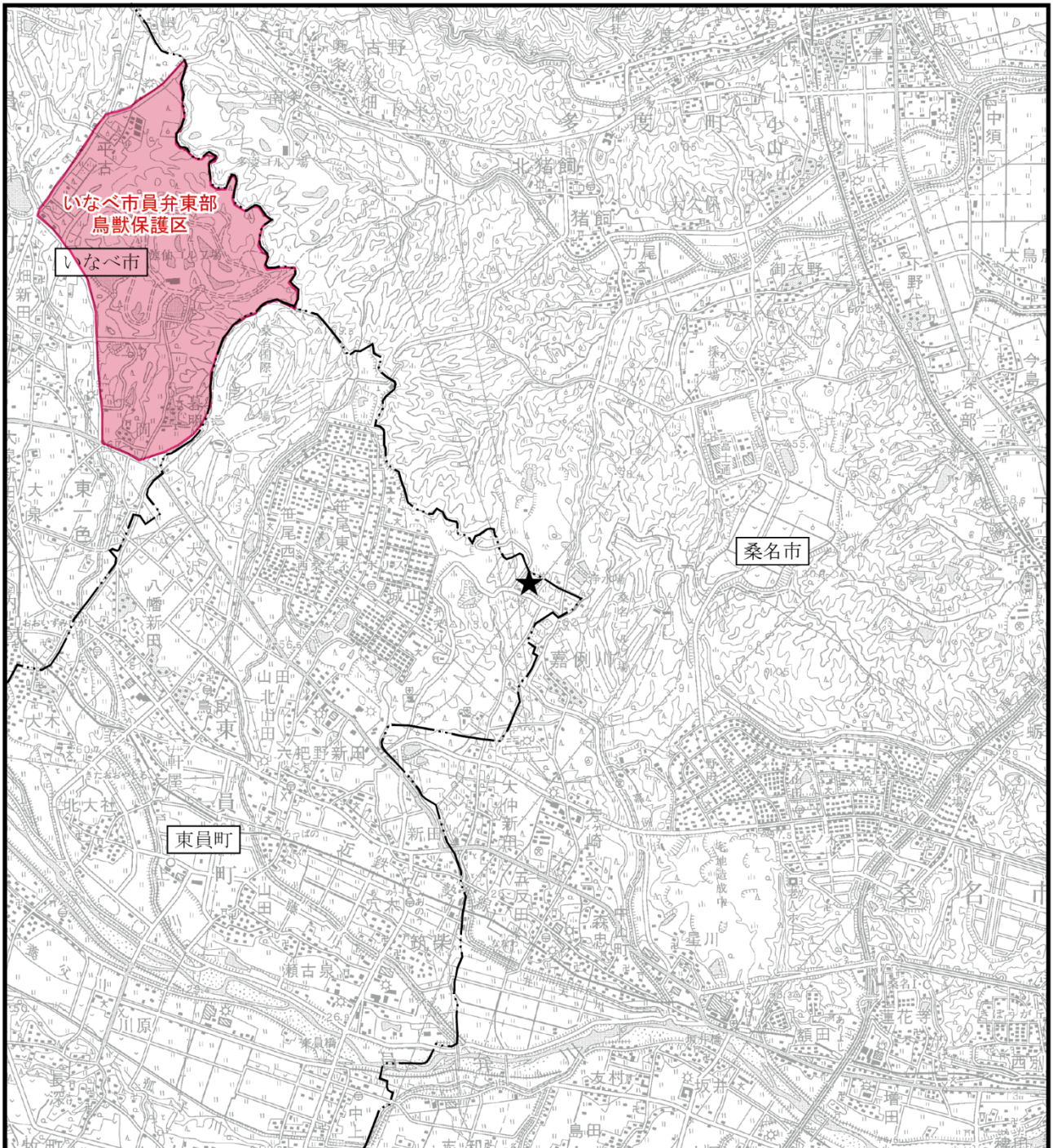
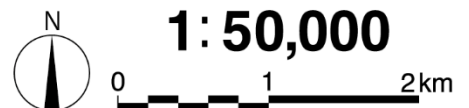


図3.2-7 対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区

凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 鳥獣保護区



出典：「平成26年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県）

(4) その他の事項（行政計画・方針等）

1) 三重県環境基本条例（平成7年3月15日条例第3号）

三重県の環境保全に関する基本的な事項を定めた条例で、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。

2) 三重県環境基本計画（平成24年4月）

三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を、三重県が総合的かつ計画的に推進するために策定された行政計画である。平成9年に策定後、平成16年、平成24年に改正されている。

資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系や自然の保全などを通じて、持続的発展が可能な社会の構築をめざし、同時に、事業活動や日常生活を通じて環境問題と深く関わっている事業者や住民も計画の推進主体として位置づけ、各主体が環境を保全するための取組の方向を示している。

三重県環境基本条例で規定している基本理念を受けて、2つの基本目標「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」、「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」を設定している。

3) 三重県廃棄物処理計画（平成28年3月）

三重県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づき、昭和48年から三次にわたり三重県産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきた。その後、平成12年の同法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な三重県廃棄物処理計画を平成16年3月に策定、平成23年3月、平成28年3月に改正し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rと適正処理の施策を推進している。

本計画では、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざし、以下の3つの取組方向を設定している。

基本方向1：ごみゼロ社会の実現

基本方針2：産業廃棄物の3Rの推進

基本方針3：廃棄物処理の安全・安心の確保

4) 「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針（平成 15 年 11 月）

三重県では、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指し、「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針」を策定している。基本方針では、「ごみゼロ社会」実現に向けて、「①意識・価値観・行動の転換」「②取組に関する優先順位の明確化」「③多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働」「④ごみを資源ととらえた地域づくりの展開」の4つの視点で、取り組んでいる。

「ごみゼロ社会」実現については、概ね20年後を目標とし、取組を推進しており、「発生抑制の推進」、「環境教育と分別の徹底」、「再資源化の推進」を3つの柱として、具体策を推進している。

5) ごみゼロ社会実現プラン（平成 23 年 3 月）

三重県では、「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」（平成15年（2003年）11月25日公表）に基づき、県民参画のもと、平成17年（2005年）3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、平成23年（2011年）3月に改定した。

ごみゼロ社会実現プランは目標年度の平成37年度（2025年度）のごみゼロ社会実現に向け、一般廃棄物について、ごみの減量化（発生・排出抑制、資源の有効利用、ごみの適正処分）や多様な主体の参画・協同に関する具体的な数値目標を定め、目標達成のために県民、事業者、市町、県など多様な主体それぞれが自己の責任と役割に基づき、主体的にあるいはお互いに連携、協働して取組を行うこととしている。

6) 三重県地球温暖化対策実行計画（平成 24 年 3 月）

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）第20条の3において定められている地方公共団体実行計画として位置づけており、従来の三重県地球温暖化対策推進計画（計画対象：三重県域から排出される温室効果ガス）及び三重県庁地球温暖化対策率先実行計画（計画対象：三重県の庁舎・施設等から排出される温室効果ガス）に替わる計画として策定された。

本計画では、県民、事業者、行政等の様々な主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことにより、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現を目指している。

- ◆三重県の温室効果ガス排出量を平成32（2020）年度までに平成2（1990）年度比で10%、平成17（2005）年度比で20%削減することを目標とする。
- ◆低炭素社会の実現を目指すため、以下の3つの視点に基づき県民・事業者との協創による取組を推進する。

【基本的視点1：意識から行動へ】

県民や事業者の意識の高まりを、新たな行動へとつなげるために、自主的な温室効果ガス削減行動を促進させる仕組みづくりを行う。

【基本的視点2：様々な主体の連携】

地域の取組を支援し、様々な主体が連携する取組を促進することで、地域に豊かさをもたらす低炭素社会を目指す。

【基本的視点3：資源の有効活用】

化石燃料の使用削減、再生可能エネルギーの導入に取り組み、生活の中で出来る限り資源やエネルギーの無駄遣いをなくし、環境への負荷を低減する仕組みづくりを行う。

7) 三重県新エネルギービジョン（平成28年3月）

三重県の地域特性を生かして新エネルギーの導入促進を図るとともに、次世代の地域エネルギーをはじめとする環境・エネルギー関連産業の振興を図るため、平成28年3月に「三重県新エネルギービジョン（平成28年度～42年度）」を改定した。

「エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上」を基本理念とし、新エネルギーの導入が進んだ社会、環境に配慮し効果的なエネルギー利用が進んだ社会、環境・エネルギー関連産業の振興による元気な社会の3つの社会の実現を目指している。

平成42年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの84万5千世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを長期目標、平成31年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの54万3千世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを中期目標とし、以下の5つの取組方向を設定している。

取組方向1：新エネルギーの導入促進

取組方向2：家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進

取組方向3：創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

取組方向4：環境・エネルギー関連産業の育成と集積

取組方向5：次世代の地域エネルギー等の活用推進

8) 三重県景観計画（平成 20 年 4 月）

三重県景観計画は、景観行政団体が景観行政を進めるために定める基本的な計画であり、「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）に基づき、景観計画区域や区域内における良好な景観づくりに関する方針を定めるとともに、一定規模以上の「建築物の建築」、「工作物の建設」、「開発行為」、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」に対する制限（景観形成基準による誘導）を行うもので、平成20年4月1日からこれらの行為には届出が必要となった。三重県景観計画の区域には、対象事業区域である東員町が該当する。

9) 東員町環境基本条例（平成 12 年 3 月 24 日条例第 17 号）

東員町の良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、町、町民、町民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の町民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

東員町の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民等、事業者及び本町の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。

基本理念では、自然との共生や豊かな環境の将来世代への継承、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会の構築などが掲げられている。

10) 桑名市環境基本条例（平成 16 年 12 月 6 日条例第 110 号）

桑名市の良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の市民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的としている。

桑名市の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民等、事業者及び本市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。

基本理念では、自然との共生や豊かな環境の将来世代への継承、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会の構築などが掲げられている。

11) 桑名・員弁広域環境基本計画（平成 26 年 3 月）

本計画は、桑名・員弁地域の2市2町(桑名市・いなべ市・東員町・木曾岬町)の各環境基本条例第10条にある、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられるものであり、環境保全に関する長期的な目標および施策の方向と、施策の総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることを目的にしている。

2市2町が、地域内での連携や、様々な主体と連携しながら、取り組んでいく環境保全の施策等を明らかにしている。

また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている住民や事業者等も、計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取り組みの方向を示し、各主体間の連携促進を図っている。

◆ 桑名・員弁地域の環境がめざす姿

地域のつながりで環境を守り、育てる桑員^{そういん}

◆ 環境づくりの基本目標

基本目標 1：地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型社会の地域づくり

基本目標 2：豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり

基本目標 3：安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり

基本目標 4：協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり

12) 桑名市一般廃棄物処理基本計画(平成 18 年 3 月)

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市が定めるべき一般廃棄物の処理に関する施策方針を示すものであり、市のごみ処理行政の最上位に位置づけられるものである。

本計画では、基本理念を「ごみの適正処理の推進による循環型社会の実現」と設定している。また、基本方針として以下の3項目を設定している。

①：ごみの適正処理に関する啓発

②：ごみの発生抑制と排出抑制

③：ごみの分別と資源化の推進

13) 東員町一般廃棄物処理基本計画（平成 26 年 3 月）

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、町が定めるべき一般廃棄物の処理に関する方針を示すものである。

東員町では、今後、ごみの3R運動（リデュース：ごみを出さない、リユース：繰り返し何度も使う、リサイクル：ものを資源として生まれ変わらせる）を積極的に進めることでごみの発生量を減らし、「東員町におけるごみゼロ社会の実現」に向けた取り組みを進めていくものであり、取り組みを実施していくための本計画の基本理念を「環境負荷の少ない循環型のまちづくりをめざして」と設定している。

また、基本理念を実現するための、取り組みの基本方針として以下の4項目を設定している。

- 基本方針 1：ごみを出さない意識づくり
- 基本方針 2：ごみの発生・排出抑制
- 基本方針 3：ごみの再使用・再利用の推進
- 基本方針 4：ごみの収集・処理体制の充実

14) 桑名市地域新エネルギービジョン（平成 23 年 2 月）

エネルギー資源の枯渇への対応や二酸化炭素を削減し地球温暖化防止を推進するために、地域としての役割を十分認識し、地域が積極的に取り組むことが必要であり、その促進のためには行政が核となり率先して新エネルギーを導入することが重要であることから、新エネルギーの導入および普及・啓発を推進するため、桑名市の地域特性に応じた新エネルギーの導入方針として策定している。

本ビジョンでは、太陽光発電システムや高効率エネルギー利用機器、クリーンエネルギー自動車などの積極的な導入を促進するとしており、小水力発電やバイオマスエネルギー（家畜糞尿、し尿汚泥）は導入条件が整わないとしている。

15) 桑名市景観計画（平成 23 年 4 月）

桑名市内には、良好な自然的景観や歴史的景観、都市的景観などが多数存在しており、桑名市特有の自然景観や歴史的景観、都市景観を保全・創出するための枠組を整備するため、景観に関する総合的な法律である景観法に基づき、「桑名市景観計画」を策定している。

「桑名市景観計画」は、桑名市総合計画に即した景観関連施策のマスタープランであり、各種の部門別計画と整合を図りつつ策定したもので、計画を運用するため、景観条例を制定・施行している。